

参議院大蔵委員会會議録第五十一号

昭和二十七年五月十四日(水曜日)午前
十時三十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 平沼彌太郎君
理事 大矢半次郎君
菊川 孝夫君
木内 四郎君

委員

岡崎 眞一君
黒田 英雄君
西川 甚五郎君
溝淵 春次君
小林 政夫君
小宮山常吉君
森 八三三君
大野 幸一君
下條 恭兵君
波多野 鼎君
菊田 七平君
油井賢太郎君
木村福八郎君

政府委員

大蔵省銀行局長 河野 通一君
大蔵省銀行 大月 高君
大蔵省主 東条 猛君
計局次長 東条 猛君
事務局側 木村常次郎君
常任委員 小田 正義君
會專門員 小田 正義君
會專門員 小田 正義君

説明員

大蔵省管財局局長 木村 三男君
有財産第一課長 木村 三男君
大蔵省銀行局長 有吉 正君
特殊金融課長 有吉 正君

厚生省国立公 甲賀 春一君
團部管理課長 國民金融 光男君
公庫總裁 榎田 光男君
参考人 日本銀行總裁 一万田尚登君

本日の會議に付した事件

○国有財産法第十三条の規定に基き、
國會の議決を求めるの件(内閣提出、
衆議院送付)
○國民金融公庫法の一部を改正する法
律案(内閣提出、衆議院送付)
○貸付信託法案(内閣提出)

○委員長(平沼彌太郎君) では第五十
回の大蔵委員会を開会いたします。

○説明員(木村三男君) 本件の内容は、
現在千代田グラウンドと呼ばれてお
ります皇居外苑の一角を大蔵省の現在
普通財産となつておりますものを、公
共福祉用財産として厚生省に所管換え
をするというものであります。この経
過並びに理由を申し上げます。現在の
千代田グラウンドは、昭和二十二年の四
月、皇室から物納財産として大蔵省に
收納されたものであります。その大部
分、面積で申しますと、二十九万五千
八百四十三坪といふのは、すでに二十
四年の四月に公共福祉用財産としてす
でに厚生省に所管換えになつており
ます。その残りしましたのが千代田グラ
ウンドでありまして、面積は四千五百四

十八坪余りであります。つまり大部分
は公共福祉用財産として厚生省の所管
に置かれておりますが、その一角は元
建物跡地でありまして、法制局などが
入つたことがございます。そういう関
係で将来の予想に備へまして、大蔵省
のほうに存置しておいたものでありま
す。ところが最近に至りまして國のほ
うで建物等に使用目当てもございませ
んし、普通財産のままにいたしておき
ますという、結局普通財産の趣旨か
らして、収益財産として他に転売す
る、或いは又他に貸付けるということ
を表示しておくようなものでございま
すから、これは国有財産の管理上面白
くない。そういう關係で、周りに一帯と
同様に厚生省のほうにこの際移管する
のが適當ではないかと考えられるので
あります。これにつきまして多々考え
なければならぬ点があるのであります
が、この千代田グラウンドは現在千代田
区が一時期使用の承認を得ておりまし
て現在グラウンドとして使用してござ
います。これは国有財産法の貸付ではご
ざいません。一時使用というふうな行政
上の許可のような形になつております
が、これは従来からのいきさつもあり
まして、いつまでもこのままにしてお
くというのを固めたくないというこ
とで、事実上置くのもつたいたこと
でありましたので、暫定的に使用を認
めていた、そういう關係もありまして
が、只今厚生省のほうに所管換えをす
るということは、それが即ちグラウン

使用がいけないからすぐ追出すとい
うような關係ではございませんで、厚
生省のほうでもやはりこれは國の事業
として周りに一帯と総合的な観点から公
共の福祉に役立つように計画したい、
それにつきましては委員會のようない
のを作りまして、關係地元の意見を十
分参酌いたしまして将来の事業計画を
図りたい、こういうふうに考えてござ
いますので、目下のところ物議をかも
すようなことではないという確信を得て
おります。以上が大體本件の内容でござ
います。

○木村福八郎君 この公共福祉用財産
というのは、一体どういふものなん
ですか。

○説明員(木村三男君) 國が直接公共
の用に役立たせる、使わせるといふ意
思決定をした財産でございます。こう
いうことでございます。

○木村福八郎君 そうすると公共福祉
用財産というのは、全体としてそうい
うことになつてゐるのです、皇居前
広場は。

○説明員(木村三男君) 公共福祉用財
産の建前からして広く公共の用に供さ
せる、但し管理主体は厚生省というこ
とになつておりますので、厚生省のほ
うで管理關係の規定や運用やらやる
ということになつております。

○木村福八郎君 いや今お話してゐる
のは、皇居前広場というものは、あれは
その公共福祉用財産になつてゐるわけ
ですね、全体として。

○説明員(木村三男君) 千代田グラ
ン

ドを除いて現在すべて公共福祉用財産
になつております。

○木村福八郎君 あそこは予備隊とか
警察官の訓練場ではないわけですね、
それであらうことは公共福祉に關連
するのですか。

○説明員(木村三男君) 特定人に特定
の目的だけで使わせるといふようなこ
とは、公共福祉用財産の趣旨に反する
と思ひます。

○木村福八郎君 それはさうですね。
メーデーのとき、あの使用について厚
生省は禁止したのですが、總評からこ
れを提訴して、東京地方裁判所でこの
使用を禁止することは不當であるとい
う判決が下つたのです。あれに對して
は厚生省の人に聞かなければならんと
思ふのですけれども、この公共福祉用
財産を管理してゐる立場としてはどう
なんですか。

○説明員(木村三男君) 公共福祉用財
産につきましては、大蔵省所管の公共
福祉用財産といふものはございません
で、広場、緑地、公園、こういうものは
厚生省所管ということになりまして、
同じ国有財産の所管が各省各庁の長に
あるというところで、当該所管の省が管
理するということになつております。

○油井賢太郎君 關連して……、國家
で持つてゐる国有財産ですね、例えば
土地やなんかを國の機關が使うという
ことは、何か一々届出がなんかして使
うのですか。それとも自由に使つてい
いということになつてゐるのですか。

○説明員(木村三男君) 具體的に言つと、まあ今言つた国有財

座の広場を警察が使うとか、消防が使うとか、そういうふうなことで、国家の消防が使うとか、国家の警察が使うとか、それはどういふふうになりますか。

○説明員(木村三男君) 公共福祉用財産は、先ほども申し上げましたように、大体において繩張り強いというものが原則でありまして、広く公共の用に供する建前でありまして、従つて逆に誰が使つたからいけない、誰が使うからいけない、反対のほうから禁止的に考えるのは立場がちよつと違つて参ります。

○油井賢太郎君 いや、私の言うのは国家機関がそういうところを使うときは、一々断らなくてはならないと差支えないかどうか、具体的にお伺いします。

○説明員(木村三男君) 管理規則をよく承知してありませんけれども、例えばああいう広場でありまして、一般人が自由に入つて行くことは格別支障がないのでありますから、通行もできますし、立止まることもできます。又警察関係、消防関係、これが使うということもその用途、目的を妨げない限度ならば差支えない。つまりそのために著しく公共福祉用財産としての本質を妨げるような使い方をすると、このことになれば、趣旨に反すると解釈しなければならぬと思ひます。

○木村三男君 厚生省のほうからも御説明を聞かなければならないのです、まあその点についてはあとで厚生省のほうから伺うとしますと、現在この千代田グラウンドとして一応公共福祉的に利用されておるわけですが、只今のお話ですと、普通財産を公共福祉用財産にすることによつてごた／＼が起

るようなことはない、現状にすぐ変更が起るようなことはないというお話ですが、それは今後のい／＼な協議などによつてそのようになると思いますが、それなら、その現状に変更がないなら、普通財産を公共福祉用財産にこの際変えなければならぬのか、どうしてもそれを変えなければならぬ理由で、現状のままでどうしていいの、結局い／＼千代田グラウンドではなくして、ほか何か計画がある、こういうのではないかと、思うのですが、その点どうなんですか。

○説明員(木村三男君) 簡単に私どもの立場を申し上げますと、国有財産の管理の常道に還したい、つまりあそこを普通財産として大蔵省が管理しておるといふことは、収益財産として何と処分したい、或いは有利に貸付たい、こういうふうな財産として持つておることでありまして、国自体としてはそれは好ましくない、従つて使うにしても公共福祉用財産として公共の利益になるように行政財産として使いたいということになりまして、或いは他のレクリエーションにしまして、或いはその土地は厚生省のほうで専門家であるし、所管でもありますので、そういう専門的な省の公共福祉用財産として、例えばグラウンドとして当分の間使わせるにしまして、厚生省のほうの知識経験を生かしたほうがより合理的であると考へたからであります。

○木村三男君 そのことは今直ちに起つた問題ではないと思ふのです、前からそういう問題は起つておると思ふ。今度の国会に、この際こういう法律案を出される理由ですね、今のお話は現在出さなければならぬというものは、い／＼と前にそういう御趣旨なら出すべきであつたかも知れない、ところがこの国会にこれを出されるようになったという趣旨はどこにあるか、他にやはり何か理由があるのか、他にやむを得ない理由があるのか、こういうふうな理由があるのか、

○説明員(木村三男君) 今回特に外部的な事情その他でどうしても待てないというのではなく、とにかく将来の目安、つまりはかにかつて、或いは国の建物を建てるのか、或いは計画がないというところもあつた、早くきまれば、その機会にやるべきであつたのであります。最近におきまして、行政機構の改革その他によりまして、当分官庁のほうの用地に必要とするような事態も起るまい、それならば元々早くそういう始末をつけるのが当然でありましたが、それができなかったというところならば、でき得る最近の機会にやりたいというのが私どもの考へであります。

○木村三男君 委員長、これについては私は厚生省に聞きたいと思ひます。

○油井賢太郎君 今までも何でしよう、使用料を取つて国で貸しておるわけなんですか、さつきあなたのお話では貸すから、売渡すかというふうなことがあつたのですが、現在貸手しておるとすれば別に所管換えしなくても差支えないように思われるんだが、その点はどうですか。

○説明員(木村三男君) 実はこの話合が大體正式な文書を取交していません。前に、ずつと黙認するといふような形で財務局のほうで最近まで来ておるといふ事情があるのであります。そこでこれをい／＼の民法上の貸付契約、賃借契約といふことにはできないが、行政処分として他に例もありまして、一時間使用といふ形に放任いたしました、いつてその間の使用料、名目は使用料といふことよりも弁償金という名目になつておりますが、今年の三月に現在使つておる場所を切りまして、そうして調定した納付を受けております。これはい／＼の普通財産一般に行われる貸付けといふものではなくて、大體国の財産は有償でなければ使用収益させるといふことができないという性質に合わせたのでございます。

○委員長(平沼騏一郎君) これは質疑はまだ厚生省の政府委員も呼ぶことになつておるんですが、午後ゆつくりやつて頂きたいと思ひます。

それではこれより一万田日銀總裁から金融問題についての御意見を聴取することにいたします。

本日は御多忙の外本委員会に御出席下さいまして有難うございました。お願いいたします。当委員会におきましては、信用金庫法施行法案、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案、設備輸出為替損失補償法案等、単に国内金融のみならず国際金融に関連する多数の重要な法案を審議中であります。独立後の我が国といたしましては、従来と異なり自主的な立場から、又国際的な視野から慎重審議しなければならぬと存じます。つきましてはこの際内外の金融に明るい總裁の御意見を承わり、法案審議の参考に供したいと存じ御出席を煩わした次第でございます。先ず總裁から御意見の御開陳を願ひ、次に各委員からの御質疑をお願いいたします。

○参考人(一万田尚登君) それでは極く簡単に今後の金融政策といふようなことについて述べてみたいと思ひます。

私の考へでは、無論調和が有効な後におきまして、金融政策に特に大きな変化があるといふようには考へておりません。特にこの講義発効後におきまして、この国際金融機構或いは国際通貨基金にも入り、今後ますます円貨の為替レート、円貨の対外価値の維持といふものは極めて必要なので、これは飽くまでむしろ強化して行く、こういう方向に進めなくてはならない。今日、この世界の経済の情勢、例えば日本におきましても、よく言われておりますところの不況、この見通しというもの、当面の金融政策には無論関連が深いのであります。私はやはりこの世界的な不況といふものにつきましては、大體においてこの軍備擴張と国際的な情勢の現実との間の、この喰ひ違ひから起つておる。基調としては世界の軍備が急速に必要がなくなるというふうなことは、私は絶対にないと思つております。今日世界平和を維持する上におきまして、どうしても力といふものが必要である。或る一定の限界までは必ず軍備は進んで行く。世界の経済を動かして行く基調としては軍備じやないか、ただこういう場合に、アメリカの経済力といふものは非常に強いものですから、国際情勢、例えば朝鮮事変直後における国際情勢から非常な軍備といふことをやつておる、これ

を裏付ける生産力の拡充というものを非常に強化しておることは御承知の通りであります。アメリカというやうな国では、こういうふうな生産力拡充をやると、日本なんかとは違つて、殆んど機械的に実現できる。ところが世界の現実の情勢というものは非常に紆余曲折を経て、非常に緊迫しておる。どうしても近く戦争があるかやうな情勢が出るかと思つて、そうじゃない、平和が続く、こういうやうな情勢。そしてみると、生産力の拡充はあるが、やはりアメリカにしても、実際の政治という面からは、そうすぐ軍備の拡充に物を入れたらというのを差控えるといふことになるわけでありませう。そうして来ると、物は殖えるが買入れが減る。いわゆる買入れの繰延べが行われております。軍事費でも思ふやうには使われぬ。これで行けば、アメリカはそれに対応して統制を外して、物の面におきまして、金融の面におきまして統制を外して行く。が併し、軍備拡張はそれではやらないどころではない。予算面を見ましても御承知の通りであります。私は軍備拡張というものはやはり進められておるといふふうに考へる。そしてみると、今日の情勢というものは本質的に、いわゆる不況、これは自由経済における景気現象から来る不況であるといふことは非常に間違つておるといふふうに考へております。そういう意味からも、その基本的な金融政策を変更する理由は今日發現しておきません。なお今後日本の経済の行き方としては、一方において東南アジアの開発というものはどうしても取上げる。これはひとりの経済の問題ばかりでなくして、日本が

東亞に孤立しない、東亞の民族とこそ手を握らなくてはならない、そうして日本がやはり経済的には先進国であり、大きな工業力を持つておる、東南アジア諸国と手を握るといふ意味において、又バックとして経済的な提携をする。同時にこれが日本の市場でなくてはならぬ。こういうふうな今後東南アジアによつて日本経済が培われて行くといふふうな持つて行かなくてはならぬ。そういうことをやる場合において、他方においてどうしても日本の力だけではいけない。これには日米経済力の裏付けなければならぬ。私はそういうふうな意味において金融政策をとつて、同時に金融政策において今後一番私が重点をおいてゐることは、こういうふうな国際情勢でいふやうにありませうが、やはり経済の本質といたしまして、日本の場合におきましては正常な貿易が伸びるということでありませう。ここにどうしても基本を置かなければならぬ。これにはいい物を比較的安い生産費で作つて、私は海外に安く売るといふことは望んでいない。日本みたいな貧乏な国は高く売るがよろしい。ただ生産費は安くする。そこにはじめて利益があり、利潤というものがあつて、それが資本の蓄積になつて日本の経済を養ふ、或いは人口を養ふ、こういうことに相成る。できるだけ生産費を安くする。それには今日の日本の経済の設備の状況でどうしても貿易を進めて行かなければならぬとすれば、いい機械を入れ、いい技術を入れ、同時に又全般的に合理化、合理化と言へば如何にも或る特定の事業についてその経営或いは技術、設備について近代化をする、国際水準を持つて行くといふふう

にばかり取るのでありますが、合理化という場合は、更に広い範囲を考へなくてはならぬ。それは例へて言へば、電燈の開発、電氣を安くしてすべての事業に提供ができるということは、これは生産費を安くする大きなモメントです。船は、船賃が安くなりまして、新造船については経営に幾多の困難を伴つて、まして今後の国際情勢の変化を考へると、船といふものもなかなか困難はあるのでありますが、併しそれにもかかわらず日本のこういう国柄であり、或る程度の船舶を持つて、従つてこの船舶も又優秀船でなくちやならぬといふことも申すまでもない。それから今後日本が特に機械工業といふものが相當の重要さを占める。輸出にしても、機械工業といふやうなものに、或る程度重点的な方法を、徐々ではあります、講じて行く。又いい機械が日本にできるということはい、すべての産業をうるおす。そういう意味によつては、又その素材になる鉄といふもの、製鉄業といふものについては、日本におきましてはいろいろ悪い状態があらう。製鉄業については多くの検討を必要とするのでありますが、併し私はやはり独立国である以上、産業の基礎を成す製鉄業といふものが成立つやうになつてはならぬ。こういう方法を私は考へておるのであります。製鉄については合理化、これも進めて行かなければならぬ。こういうふうな全般的に合理的な処置をとる。事業自体にしても合理的なことを行つて、従つてそういう方面へ対する金融は当面の問題としては一番緊切な問題で、これは結局長期の資金を如何に調達して、如何に潤沢に調達するかということに問題

がある。更に又今は食糧の増産であります。私は食糧の増産ということについて如何にも国が今まで怠つておる、なんて言うやうな叱らるべきですが、もう少しやはり具体的なものをもつて食糧の増産をすべきだ、こう思つておる。今日では一層私は急を感ずるのであります。アメリカの国にお頼みをして日本の国を守つてもらわなければならぬだけばかりに国際情勢が緊迫しておるといたしまして、四面海に囲まれておる日本が、食糧を外国に非常に大きな部分を仰ぐといふことは、政策として一貫していかない。それほど国際情勢が緊迫しているなら、先ず国内の治安の上からはできるだけ食糧の自給度を高める。これは当然私は取らなくてはならぬ処置であらうと思つて、これはやればいくらでもできる。今日専門家の意見を聞いても、食糧の二割程度の増産が不可能であると言ふ人は殆んどないやうに私は聞いておる。それはやはりさえずればできる。いわゆる農業政策といふことが、又長期資金の供給、こういうことが大きな問題に相成る。私自身としては農業に対する金融については、今後格段の努力を払うということが必要である。こういう面にも問題があると思つて、こういうふうに筋を大体……。今後金融の下にも特に考へて行かなければならぬと思つて、従つてこういうふうな長期の資金であります。これは所要する長期の資金について、いろいろと施策を速やかにして、その一つの現われが皆様方のところに、大蔵省のほうから御審議を願つておる長期金融、どういふ名前になつておるか存じませんが、長期信用に関する法律案が出ておると思ひますが、こ

れなども無論必要である。大体日本の金融機関は終戦直後におきまして、すべてをアメリカの指令で取り壊しまして、これは強く反対をしたのでありますが、受入れられなかつたのであります。すべし、それを商業銀行に直してしまつた。そしてその商業銀行がデパート式、よろずの金融をするといふことになつた。こういう行き方は適當でない。私はやはり特にこの戦争によつて荒廢に帰してゐる、この荒廢に帰してゐる國を再興するためには、どうしても再興に関するプランといふものがこの貧乏國にはなくちやならぬ。そのプランに基いて、やはり経済プランに基いて金融をする場合にそれ、専門的な分野を持つことは特に必要である。戦前においても日本はやはり商業銀行と長期金融機関といふものは截然と區別した。為替銀行も持つた。そしてそれ、その分野においてそれ、その違つた性質を持つ資金を持つて働いておつた。こういう構想はどうしても必要である。それで今度そういうふうな長期金融、長期の資金を必要とするときには、長期の金融機関ができるということに、非常にこれはいいことである。これによつていわゆる或る程度技術的にオーバー・ローンといふやうな意味合いのことも解消する。無論オーバー・ローンの解決といふものは、基本におきまして資金の蓄積といふことが大事である。これは言うまでもありません。……。いろいろの法案があつてもオーバー・ローンといふものは技術的なみによつて解決することは絶対にできない。これは一に國民が働いて貯蓄をする。その貯蓄が増加しない限りにおいてはオーバー・ローンの解消は言うべく

してできないと思います。まあそういう基本があります。が併し技術的に、長期は長期の金融機関を持つ、従つてその長期金融機関は長期の性格を持つ資金を扱う。そうしてこれを長期で貸付けて行く。そうして商業銀行は短期の、或いは中期の主として運転資金、商業銀行は長期の金融をしないというので、その基準は極めて軽いいわゆる運転資金の形においてやつて行く。或いはこれは内外に亘つての運転資金、為替も當んでよろしい、こういうふうなことで、そうすると預金の増加と共にオーバー・ローンも自然に解消して来る、こういうようなことになる。金融機関は長期の資金を調達するのは主としてやはり債券発行による。無論この債券発行については政府の資金の援助を必要としたでしょう。同時に民間の金融機関に引受けてもらう。そうして銀行が預金が殖えて、而もその殖えた預金で自分自身で長期の資金を持つ、長期金融機関の発行する債券というものを持つ、そうすると銀行の資本の構成がどうなるかという、これは一面においては預金が増大する、それに見合つて貸出と有価証券が均衡をとつて行く。従来は貸出し一本であつたから、如何にも貸出しが預金に対して厩大のように見えたと、そういう形があつたと思う。今度長期金融機関が発行するその債券を持つ、有価証券を持つ、自分は長期貸出しをしない、貸出しは多く運転資金である、こういうふうな形に銀行の構成がなる。そうしてそれらの銀行の有力なものが為替銀行を営み、主として対外的信用の的になる。そうして来れば海外に對する日本の金融界に對する信用が

高まつて来るというふうになるのでありまして、私は長期金融機関に関する法律が早く通過することを希望するのでありまして、又この法律に基いて長期金融機関自体を早く整備をして行く、整えて行くという段階に入つて行かなければならないということになる、こういうふうに思つております。そうするとやはり長期金融機関というものが必要である。

それからこの長期金融機関について皆様に御考慮願いたいことは、今日日本の経済はいわゆる底が浅いというような言葉で表現がされております。無論これにはいろいろの理由がありまして、又いろいろの方面からこれを説明することができるのであります。一つは特に資金的調係において重大なことは、今日日本の企業、それ／＼事業を営んでいる会社が自己資本を持たないということ、自己資本がないのであります。すべてを借入金に依存している。これが一番日本の経済のウイークなところである。何をするにも借入金、自分の金でない。何かそこで損失があり、経済の変動があつてがた／＼すると、これに抵抗する力がない。従つて金融々々ということになる。これは同時に金利の問題がある、金利の負担が重いという問題が生ずる、これは前は自己資金があつた、これは自分の金で利子が附かない、借入金があつても平均すれば、資金全体のほうから見れば金利の負担が軽いのでそれほどでもないが、自己資金がないと今日金利とやうものが重く感じられる、これはやはり解消しなければならぬ、これは一体何故かという、これは結局私の考えではやはり税制の問題に相成る、利

満を上げてもそれは移取られてしまふ、そういう行き方では自己資金は甚だできない、で何とかこういうものは解消しなければ、例えば私が具体的に痛切に考えることは、例えば船を造る、こういう場合に船というのは、今度の戦争に国の御用に徴発された、これは全部沈められた、そういう関係も頭に置いて頂きたい。で、新造船を、例えばタンカーを一艘作るにしても相当かかる、本来ならば船を沈めないうで持つておつたならば償却対象になるけれども、そういう関係で船を沈められて、而も國家的な原因で沈められて持たないので償却するものがない、税金に皆取られてしまつた。そういうのは私の考えでは、そういうような理由で償却対象もなくなつたような場合は、新造船を造るための積立金というふうな、新造船資金というものは、利益金から積立てるような場合には何か税金上の措置をする、その金で新造船にかけ行く、そうすると日本の船は安くできる、のみならずそうすれば借金に頼ることもない、それで結局今後の海運を国際的競争にまで持つて行けるということになる。こういういろいろの税の問題は私は専門家でもありませんし、又税の問題については私はいふ併しこれはやはり考えなければならぬとい。要するに資本の蓄積ということと税というのは、余ほど相調つてである、私の考えでは、これほど破壊を受けるけた国が再興を図る場合に、今生きておる人間の働きばかりでこれをやつて行くかうというところに大きな矛盾があると思う。言い換えればこれは現金に替える、みんなの所得から税金という形

て現金を取上げ、その資金を銀行の費用を償つて行こうという行き方になる。インフレが進行している場合、これをとめる手段としてそういう方法をとるのは、これは正しい。これは私は非常によろしい。従つて例えば昭和二十四年度の予算の編成において極めて税が高くて、且つ超均衡の予算を組んだということは極めて適切であると思う。これは進行するインフレをとめなくてはならん。とめないで経済が崩壊する。何としてもとめるというその際におきましてこういう施策を取ることは正しい。ドツジさんの方針は極めて適切だ、そういうことは誰も考えておつたのでありますが、当時方の関係であらうところから言ふ限りは実行ができなかつたというに過ぎない、これは正しい。併しそれから言つて、これは金科玉条であつても、私はドツジ・ラインというものはいろ／＼時々の新聞に出ておるが、私はドツジ・ラインというものは何も財政だけのことを言つておるのではないと思う。ドツジ・ラインの企圖しておところは、要するに貧乏の国がこういう事情から立上るためには、国民全体がねじ鉢巻で一つ働いて下さい、汗水たらして働いて、そうしてできるだけ節約をして下さい、そこに利潤というものが構成される。これによつて一つ復興を図る、ねじ鉢巻で働き節約をする、これがドツジ・ラインです。これに関する限りにおいて、私は恐らく日本としては時間的に言うても殆んど永久に拳服膺して行ける、行かなくてはならんブリンシブルであると思つておりますが、併し単に財政だけが超均衡、ドツジ・ラインでなく、これは貿易、国

人が来て、日本の貿易政策についても示唆した。ローガンさんも来ましたが、シヤウブさんも来た。みんなこれは当時の処方箋を書いたお医者さんです。これは一貫している。貿易、国民生活の安定、みんなこれは含めているのである。従つてドツジ・ラインについてかれこれ議論する場合に、超均衡予算だけを取上げてこれをドツジ・ラインだ、ドツジ・ラインの変更だというのは私は見識が狭いと思う。ただ税ばかり取つて、そうして超均衡、それだけで問題が解決すると思つておると間違ひなので、この税の問題は、私は国民貯蓄といいますが、資本の蓄積状況とよく睨み合せて適切な操作をしてよろしい。例えば若しも国民が、税が重いから困る、又そういうことでは経済活動も困るとなれば、財界にも個人においても貯蓄ができるように、資金の蓄積ができるようにし、又国民が進んでそれをするといふようにする。そこで貯蓄がぐつと出て来れば、さあ税は取る、現金で取る、今の人がばかりすべて負担をかけてやつて行くというふうな方向をとらなくても、私は行く途が幾見できるのではないか、こういうふうな考え方もある。これはやはり今後は金融政策に影響がある。私どもとしてはそれで成るべく資本の蓄積が民間に多くできるような、そういう政策を金融界は希望するのであります。余ほどそこに私は裕りのある、相当よい政策がとられる……。インフレを防ぐことはその強さによつていろ／＼とやはりそれに対する対策が違つてよろしい。非常に進行する場合はタックスと

いう形の、一番強い線で行くのがよろしい。併しインフレがそれほどでなく、懸念をされん場合において、インフレが起らない方法であれば、必ずしもタックスでなくとも途がある。そのほうがむしろ合理的でもある。こういうふうな考えをしておるのではありません。これは併し、私自身は金融的にそういうふうに見るわけだ。それでこういうふうな長期資金というのの關係がある。それで合理化のための措置はいろいろ考えを持っておりまゝ。これは当面の金融措置になるのでありますが、外貨もどういふふうに使つてもらうかを考へてゐる。それでドル、ポンド、ポンドについては特に金利を利用する人で四分というふうなこと、ドルについては六分というふうな金利であつて、合理化のために必要とする技術、機械、この輸入については三年、長ければ三年、一応一年にしておきますが、必要があり妥協と思へば三年まで延ばすというふうな關係、こういう方面にも合理化のためにできるだけの措置をとつておるわけだ。それから資金の蓄積状況も、今日ではいづゆる無記名預金という、名が悪いが、税金を払わないうふうに思われるが、そうじゃないので、これは五割というふうな、これは高過ぎると私は思ふのですが、五割の税金を払つてゐる。一円の利子がつけば五十銭は税金である。ただ源泉課税で、総合されないというだけだ。こういうことで税務署との關係のトラブがないうことが預金者の好むところだ。もう恐らく私の考えでは八百億くらい、これを始めてから幾らも経たないのでありますが、八百億くらいになつておると思う、こういうこと

になる。實際預金預金で入つたのはこの三割から四割というところと思つております。それにしても従来預金の中に眠つておつた資金が、仮に八百億で四割とすると三百億、三割にしても二百五十億というふうな關係、今後恐らくこれは五割を突破し、ましてやう。私は本当に預金預金が千億出るようにしたいというふうな意気込みでおるのだが、そうもならんかも知れない。そうするとこういう資金が出てくれば大体長期に運用し得る資金で、預金に入れて使はずにおいてもよかつたというふうな資金です。……それから、造船資金も勿論賄えるし、電源開発資金もこれだけはプラスになる。従いまして今後においては資金の蓄積ができるというふうな方向に向けて行く。これにやはり通貨の価値が安定しないといけな。物価が上るというふうな政策をとつておつて、貯蓄の増大を図るということとは到底望むべくもないのであります。従いましてやはり金融政策として、物価が上らないように、合理化によつて下げて行く、同時に増産をやらして行く。そこにやはり日本のむずかしさがある。増産はしなくちやならない。そうでないと人口が養えない。如何に不利な条件下で貿易をしなくちやならんにしても、日本としては生産を小さくしていゝゆる経済規模を小さくするといふような方向ではないかと思つてゐる。これは人口が養えないといふことで行き当つてしまふ。どうしても生産の規模の拡大を図つて行かなければならん。而もむずかしい国際競争を乗り切つてどうしても合理化せんことには、どう

しても駄目だと思ふ。それで何でも余り操縦、例えば絹糸、繊維にしても余り操縦々々というものは、私は考え過ぎると思ふ。売れない物を無茶に作つておるが、売れるような物をたくさん作つて行こうという方向に行くことが私は必要だと思ふ。単にそのときの状況をくつと下げるというふうな、すぐそれだけでもいかん。無論売れない物は仕方がないから、数量的な生産の調整は一時必要であります。……さて、この見出し得る限りにおいて生産規模を維持して行くといふことを基本に考へ、金融政策をとる場合においてもそういう考へ方で行つておるのであります。……御質問が……

○委員(平沼彌太郎) 総裁に対する御質問をお願いいたします。

○溝淵春次君 日銀総裁はお忙しい中を御出席下さつて、金融を中心としていろいろ御意見を傾けられて、非常に重要な参考になつたと思つたのであります。……先ほどお話をいたしました、戦争中と戦争後における金融政策には基本的には変りはないのだという御意見でありましたが、そのいわゆる戦争中と戦後、日本の敗戦後の状況と、それから講和成立批准後の金融の基本政策については変りがないという前提的なお話でありましたが、この長期信用銀行のプランといたしまして、その後のお話を承りますと、やはりいゝゆる終戦直後の状況がすべて商業銀行に切り替へられたために、現実に即しない状態が出て来たので、長期信用銀行等の新しい機構をここに打ち立てなければなら

らんとするといふことになつたといふことになりまして、やはり終戦後の講和条約締結までと、独立国家になつたあとの日本が、独自の進路を取つて行く場合における金融政策との間には、そこに基本的なやゝり違ひがあるのじやないのでしょうか、同じだといふこの観念ですか。

○参考人(一万田尚登君) 金融政策には変りはないので、ただその出し方ですね、今までの例えは長期の資金が必要な場合、長期の資金は今まで出ておつたのであります。……さて、この見出し得る限りにおいて生産規模を維持して行くといふことを基本に考へ、金融政策をとる場合においてもそういう考へ方で行つておるのであります。……御質問が……

○委員(平沼彌太郎) 総裁に対する御質問をお願いいたします。

○溝淵春次君 日銀総裁はお忙しい中を御出席下さつて、金融を中心としていろいろ御意見を傾けられて、非常に重要な参考になつたと思つたのであります。……先ほどお話をいたしました、戦争中と戦争後における金融政策には基本的には変りはないのだという御意見でありましたが、そのいわゆる戦争中と戦後、日本の敗戦後の状況と、それから講和成立批准後の金融の基本政策については変りがないという前提的なお話でありましたが、この長期信用銀行のプランといたしまして、その後のお話を承りますと、やはりいゝゆる終戦直後の状況がすべて商業銀行に切り替へられたために、現実に即しない状態が出て来たので、長期信用銀行等の新しい機構をここに打ち立てなければなら

らんとするといふことになつたといふことになりまして、やはり終戦後の講和条約締結までと、独立国家になつたあとの日本が、独自の進路を取つて行く場合における金融政策との間には、そこに基本的なやゝり違ひがあるのじやないのでしょうか、同じだといふこの観念ですか。

○参考人(一万田尚登君) 金融政策には変りはないので、ただその出し方ですね、今までの例えは長期の資金が必要な場合、長期の資金は今まで出ておつたのであります。……さて、この見出し得る限りにおいて生産規模を維持して行くといふことを基本に考へ、金融政策をとる場合においてもそういう考へ方で行つておるのであります。……御質問が……

○委員(平沼彌太郎) 総裁に対する御質問をお願いいたします。

○溝淵春次君 日銀総裁はお忙しい中を御出席下さつて、金融を中心としていろいろ御意見を傾けられて、非常に重要な参考になつたと思つたのであります。……先ほどお話をいたしました、戦争中と戦争後における金融政策には基本的には変りはないのだという御意見でありましたが、そのいわゆる戦争中と戦後、日本の敗戦後の状況と、それから講和成立批准後の金融の基本政策については変りがないという前提的なお話でありましたが、この長期信用銀行のプランといたしまして、その後のお話を承りますと、やはりいゝゆる終戦直後の状況がすべて商業銀行に切り替へられたために、現実に即しない状態が出て来たので、長期信用銀行等の新しい機構をここに打ち立てなければなら

うふうないろ／＼な形で今動いてい
る。特に今日の日本の状況はまあ
端境期みたいなもの。ちょうど
米が、新米が出て来るのと、古い米が中
間に、まあ八月頃にはよく米が足らん足
らんなんかいような状況に日本があ
る。それが終戦から占領下六年にあ
る。これがもう今終つた。終つたが、
独立後のいろ／＼な施策を見るとまだ
始めていない。恐らくそういうものが
具体的に行われて来るのは恐らく十月
とか十一月とか、秋以後になるのじや
ありませんでしょうか。やはりここち
よつとまあ端境期にもなる。まあ今後
の情勢を見ると、日本の場合は特にそ
ういふ場合において、まあ賠償という
ようなことが起つて来るであらうしよ
うし、それから私よく知りませんけれ
ども、新聞をよく見るとデフ・エンス
というものがどういふ規模で、どうい
うスピードで、しようとするのである
か、或いはするのせんのか、賠償とい
うものは一体どういふふうにするの
か、電源の開発なんか、ああやつて一
つの会社を作ることですつたもんだし
ておつても電氣はちつとも来はしな
い。これもやらなくちゃならん。一体
それはどういふふう具体的に出来る
のか、いろ／＼問題が山積してある。
皆未解決です。こういうときはやはり
どうしても日本の経済は若干後退しま
すし、空白なところがある。だから成
るべく早くそういうことを具現する
というものが必要じゃないか、だか
らそういうことがはつきりせんとき
は……、すべての政策の、特に金融政
策はですね、金融がリードするわけじ
やない、経済政策の基本というものが
あつて、そしてそれに基いて金融を

して行くわけですから、そういうふう
な大きな変化がある。例えば東南ア
ジアと協力機関、或いは東南アジアの
開発というものは何らかはやつてい
ない。日米経済協力も恐らく今後はや
るであらうしよ、やういふふうに
すべてを見渡して、やはりここには國
としての大きな経済政策というもの
が確立される。農業でも、私は食糧増産
が非常に必要なことを言つたが、それ
ならば食糧の増産に如何なる具体的
施策が立つておるかというのと、これ
もつまびらかにしない。これには基本
的なものが立つていないし、特に金融
面においては当面のもので行く以外に
今のところは仕方がない。こういうよ
うに基本的な経済政策、例えばデフ・
エンスの問題が取上げられると、これ
は大きく経済に影響を与える。それで
一体どういふ規模、額において日本の
経済政策の立て方を、計画といふもの
をやるか、それを立てなくちゃいけな
い。するとその線に沿つた金融政策と
いふものをやる。そういうものは一応
あるかも知れませんが、余り私はつま
びらかにしない。

○溝淵春次君　そこでこれはもう一
点だけちよつと教えておいて頂きた
いのですが、日銀の總裁として特に御
考慮願ひたいと思ひ、御意見を承わり
たいと思ふことは、最近この金融の本
質が大企業中心になつておつて、それ
がために中小企業の金融といふものは
誠に困難な状態になつておるといふこ
とを聞くのであります。私自身は自由
党の議員で、こゝまるつ切り反対のこ
とを質問するののごとく聞えるかもわ
かりませんが、さつぱらんに申上げ
て、大企業に対する金融中心で、中小

企業に対する金融、特に銀行に準ずる
無尽とか信用組合といふものの力が弱
いために、なお一層中小企業といふも
のは金融の面で塗炭の苦みをしてお
る。大企業にその金を廻しておるから
そうなるおのじやないかという感
じがあります。一方又大企業の例え
ば造船、製鉄等に関する金融状態を見
てみましても、例えば十億要る金に対
しては五億とか六億を融資して、後は
大企業の自己資金です。而もその設
備しなければならぬのは、國家の急ぐ
要請であるといふことのために、一つ
の企画を完成するのには、國から十億要
るのに半分なり六割の融資は受けるけ
れども、四割は自己資金でなければなら
ないといふために、その大企業は自分
の出入りの中小のいわゆる下請けの仕
事をしているの中小の支払いを停止
する。それがために大企業に出入りす
る中小企業の人たちが金融に困つて、
結局高利貸に走つて行くといふやうな
ことで、結局いづゆる金融政策が徹底
しない。一つの國家機構としてやると
きには金額をやるか、やらなければ自
己資金でやるか、どちらかが出ない
ために起る犠牲を中小企業家が皆受
けておるのじやないか。そのために中
小企業は非常に困難になつておるのじ
やないかといふことをよく聞くのであ
ります。その点に対する總裁の御意
見と、それからこれはまあ、こういう
ことをお聞きしたいかどうかわかり
ませんが、この機会にさつぱらんに
お聞きしておきたいと思ふのですが、
銀行が金を貸出す場合に、例えば百万
円貸すときには三十万くらいは預金を
是非してくれといふ、そういうやうな
ことで借りた百万円に対しては利息を

払つて、三十万の預金も無利子は附
きますけれども、はや借つたとき、す
でにその金を完全に払うべき態勢にな
つていないといふやうなことをする銀
行もあるといふことも聞きますが、そ
ういつたやうなことにについて、一つ總
裁の御意見を承わりたいと思ひます。
○参考人(二万田尚登君)　中小企業の
金融は、これは非常にむづかしい問題
で、できるだけ私たちが力を入れてお
るわけ。まあ、今の具体的な御質
問の、大企業は中小企業に払いが悪
くないか。これは最近……一時そ
ういふ聲が強く、よく大企業に話して
、そうして払うように又金を貸す場合も
そういふやうなふうな中小企業に対
する支払いのリストを作りまして、そ
うして貸すときにもそういう中小企業
が直接取れるように振替えておる、こ
ういふことも一時やつておつたので
す。そうして大体そういう声も少なく
なつたのですが、最近そういう状況を私
も耳にします。それで銀行にお願ひを
して、銀行から金を貸す場合に、大企業
によつてその辺を話してそういうこと
のないやうに……。これはずつと私よく
なつて行くだらうといふふうと思つて
おります。これは結局銀行の自己資
金、例えば船のほうに自己資金を出せ
るかといふやうな問題ではありませ
ん。もう少し違つた角度になつて思ひ
ます。が、船を造る場合に自己資金とい
ふふうにしておりますけれども、例え
ば今度の造船の準備をとつても、見返
資金のほうにだん／＼減るのは当然で
す。見返資金からトシ当り六万円、そ
うすると民間から八万円出して上げる
といふと十四万円、大体船価は十四万
円と押えておつたものですから、成る

べくそういうふうに下げてもらうが、
そうすると十五万五千くらいかかる
といふ話ですが、自己資金一万五千
円、こゝういふふうに出している。成る
べき自己資金がある人は出してもら
う。船価も成るべく合理化をやつて安
くしてもらおうといふのです。而もそ
の一万五千円を船会社に出さなくちゃ
船を造らんとしよわけじゃなくて、実
績から見ると、自己資金以外のものは
銀行から借入といふことをして、結局
九万五千円をトシ当り出すといふ吐
で行つていふやうな状況です。ですから
そういうふうには、自己資金が足らな
いからどういふ問題では決してあり
ません。それでしたね、御質問は……、
もう一つあります。

○溝淵春次君　それが基本です。もう
一点、それで、こゝういふことがある
かどうかわかりませんが、預金のや
つ……。 (笑聲)
○参考人(二万田尚登君)　今のそ
ういふことにはならないと、そ
ういふことをしないように言つてい
る……。 (笑聲)
○溝淵春次君　それからもう一つで
す。先般大阪の繊維関係が、ストツク
によつて非常に繊維業者が大恐慌を来
したのですが、どうにか落ち着いた恰
好を見せておりました。適切な結末
のつくことを私も大阪人の一人として
希うのであります。大局から見まし
て、その繊維関係の解決のために、限
られた幾つかの業者を救済するため銀
行が金を操作したために、その地区に
おける中小企業者の金融逼迫を告げる
やうなことになるやうに、一つ總裁
の特別な御配慮を願ひたい。

○参考人(二万田尚登君)　その後大阪

の中小企業者のことは心配も何もない。もう疾うに済みました。もう御心配は要りません。(笑聲)それから、そのためにあの金融が逼迫するようなことは絶対にありません。それは前に金が出て、その始末なんで、その整理によつて新しい金が必要わけじゃない。むしろ延ばして上げようというのですから、金は要らんです。そこまで固まりましたから、あの商売はしやすくなつて、運転資金もよくなる、こういうことが言えます。(笑聲)

○渡瀬泰次君 ちよつと總裁の意見は極めて甘いお考えだと思ふのですが、大阪の経済界は決して今總裁の言われるように金融関係は楽じゃないと思ふ。それに、その影響を受けた大業者はどうにか結末はついたか知れませんが、それに牽連して大阪の金融界なり中小企業界の金融なんというものは、それは日銀總裁として上から御覧になつてゐるような、そんな楽な金融では断じてない。やはりそれは非常に困難な状態で、中小企業者及び市民のあらゆる階級の人達は相当苦勞していると思ひますから、特に庶民銀行なり、それから又無尽とか信用組合が銀行という看板を掛けて、まあ銀行になりましたが、実力は従来の銀行に比べて、よいところもありましようし、そうでないところもありましようが、できる限り金融が普遍的に、大阪のみならず全国でもそうありますが、一つ銀行を通じてやるやつと、従来の無尽、信用組合等を通じてやる庶民金融の点に、一つな一層總裁の御配慮を願ひたいと思ひます。私の質問をこれで打ち切ります。

○油井賢太郎君 私は時間が余りない

と思ひますから、大きな問題だけ二点だけお伺ひしたいのですが、最近イギリスにおいては、ポンドの下落を防ぐため、ドルの蓄積というものは十七億以下にしないというふうな方針で、極力努力しておるようです。併しこれも世界の大勢から言つて、いつドルの蓄積が減つてポンドの切下げを行わなくてはならないとも測れないのです。そういう際において、日本においても円の切下げを図る必要があると思ひますが、これについて日銀總裁の御意見と、それからその対策を今から御検討になつておられるかどうかという点が第一点。第二の点は、日本の経済界は金融のいわゆる引締め、或いは緩和というふうなことによつて大体操作されておるような状況になつております。併しこれに對しまして、やはり外資の導入というところに相当これから重きを置かなくてはならぬと思ひます。外資導入に關する法律なんかも出ておりますけれども、今までの実績は極めて微々たるものです。この外資導入を積極的に行ふ必要があると思ひますが、總裁といたしましてどんなふうな方針を以て臨んでおられるかどうか、この二点だけを伺ひたい。

○参考人(一萬田尚登君) 今のお話の一点は、ポンドの将来ということであらうと思ひます。これは私にはわかりません。恐らくイギリスの大蔵大臣のバトラーさんもわからないのじやないかと思つております。併しこれを一つの見解として大きく考える場合は、今日の國際情勢からして、自由國家はすべて協力態勢でなくてはならない。これは私の希望であるかも知れません。意見というよりも希望である。第一に

軍については、ユナイテッド・フォーセスというものをアイゼンハワーが率いる。よその國のために自分の主張もあえて犠牲にしようとしておる。政治面においては、國連という形でユナイテッドしようとしておる。それであるのに、そのバック・ボーンになる経済が、これが協力態勢にならずして、世界の平和が如何にして維持ができるでしょうか。そういう私は大きな見解を持つ場合に、アメリカが世界に向つて、少くとも自由國家の群に對して何をなすべきかということ、私は極めて明瞭であると思ひます。そういうような見地に立つて、一応やはりポンドの将来というふうなものも考へて行く必要がある。何も私は慌てる必要はない。まして円についてこれ言ふべきことは何もありません。何も御心配は要りません。どうぞ貯蓄をして下されば結構です。

それから外資導入は、これは外資導入、外資導入と言ひますが、何も金を借りに行くことではない。基は日本にある。資本が日本に流れて来るように日本を持つて行かすして、資本が来るというところは絶対にありません。ですから特に講和後の日本が一体どうなるか。どういふ施策を、経済は如何にあるか、國際情勢はどういふ工合に、國際収支は如何にあるか、そういうことについて確乎たる方針を示すことが、外資導入の先決ですね。そういうことさえつければ当然私は……

○委員長(平沼彌太郎君) ちよつと皆さんにお願いいたしますが、總裁は十二時から御用がおありになるといふうなお話ですから、成るべく委員の皆さんに質問を一通りやつて頂きたいと思ひますが、よろしくお願いいたします。

○油井賢太郎君 簡単に……外資導入の件について、法律を大蔵委員会で審議されることになつて来るけれども、幾らでも入れるような法律にしたというものが、我々の念願になつておるのです。我々というか私は……その点について總裁としては、いわゆる外資が流れるような、流れいような法律にすることに對しては、どういふふうにお考えですか。

○参考人(一萬田尚登君) それは結構です。併し私はできるだけくれば外資を取得する方法としては、成るべく日本の物を買つてもらふ、買つてくれる。そうすると日本の経済もそこに發展拡大を見る。併し物によりますよ。そういう方法がいいのじやないかと思つております。そうするとこれは利子を払わんで済む。そうして外貨は入つて来る。日本の経済は培われる。それだから市場を先に見出すような方法で外貨が取得できる。外貨を先にして、あとで市場を探さうという行き方は、なかなか困難に逢着する。先に物を買つてもらうような話合いができれば一番いい。日本の物を買つて、使つてくれる話合いができれば一番いい。無論外資は結構です。併し外資というものは、アメリカから金を借りて日本で三百六十円で仕切つて、円資金を使おう。アメリカから金を借りて来て、その金を三百六十円で使おうというふうな考え方は甘過ぎます。外資導入ということとは、それによつて物を入れる輸入の決済代金ということが中心ですね。そうするとこれはもう要するに、金融というものが財界を支配する。それが大きな問題になる。例えば十五億ドルというものがアメリカから来る、その金は三百六十円で仕切つて勝手に使われれば、それはどういふことになるか、そういうことじやないか、物が来ない。外国の金というものは、外国の物を買うのに外国の金が必要だから、外国から物を入れる、それに払う外貨がないから入れようというのが基本です。非常に日本では資本蓄積が少いから、日本銀行から新しい追加信用を出すのに外貨を入れよう、それは円資金に換えるのは、それはいいと思ひます。日本銀行の追加信用が増加する限度において、單なる輸入代金の決済、じやなくて、單に資金を借りる。それは日本銀行が追加信用を出すのもインフレになる、金びらを出すから……併し外国から借りられれば、それで外国から物を買つと、それだけプラスになつて残るから、日本銀行が追加信用を出せばいい。日本銀行から相當な資金が出ておりますから、或る程度そういうふうな形に外資を導入すればいいということを言うておるのでありますけれども、もう日本銀行が將來国内的な金融が賄えるような状況になつたときに、外資導入、外資導入というて、單にドルを借りて来て三百六十円で使う、そういうふうなことは……

○波多野鼎君 先ほどのお話を承つておまして一点お聞きしておきたいのは、東南アジア開港の問題に触れられましたが、それと外資導入の問題、特に私は思うに、日本が今十億ドルの外貨を持つておる。それから日銀では金が百トンですか、百十何トンですか、一億何千万ドルになつておりますが、こういうものを一方に持つており

ながら、他方において外資導入、外資導入とやかましく言つておる。こういうところには何か割切れないものを感じるのである。東南アジア開港ということを経済は特に力強く言つておられましたが、十億ドル、これを以て東南アジア開港ということに振り当てて行くというふうな構想として、どのような構想をお持ちなのか、それを一つ承つておきたいと思ひます。

○参考人(一万田尚登君) 東南アジアの開港というふうな構想になつて来る、これは国策でありまして、これは恐らく安定本部があるのですから、安定本部の長官から御説明でもお願いしないと、ただ金融ばかりでどうということもできない。同時に国際関係でありますから、外務大臣も……。

○波多野君 併し今日参考人としてお聞きしたいのは、我々も国策を決定するのに参考するのですから、日銀總裁としてどういふような考えを持つておられるかわかれば、我々国政審議の参考になる。

○参考人(一万田尚登君) これはむづかしい問題があるようであります。東南アジア開港ということとは、同時に少し長い目で見ると、日本の市場を狭くする。いわゆる言い換えれば、東南アジアの開港ということは、同時にこれらのマーケットの自給度、それらの国の自給自足を高めるわけです。例えば繊維について、インド、アメリカは非常にいい輸出市場であつたが、今ではむしろ向うが外国に輸出するだけに進歩している。いろ／＼開港とかそういうふうなむづかしい問題ですが、それかといつて、単に日本が向うの原料の關係のものを開拓して、日本がそれ

を利用して、それで日本で製品にして又輸出しようというのでは、今日の東南アジア諸国の民族意識からすれば、なか／＼私は我慢ができません。自分たちのするのじやないかと、自分たちの気分が相当強いじやないかと思つておるのですが、併しこれはどうしてもギブ・アンド・テークでやらなければならぬ。それに時間的には相当長い期間を要する、急速にそうは行かないと思ふ。それで日本の所要する原料の開港に先ず手を着ける。そうして向うの原料を買いますには先ず港を持つ、港灣についても力を尽す、倉庫を造る、更に港から山に行く間の大きな道を造つて行くというふうなほうもこれはやる。で、向うの経済力を押し進める、或いは文化的な方向にも向く要素が十分ある、そういうところからやつて、同時に日本はそれによつて原料を近いところから入れる。こういうふうなところから先ず始めて行くべきじやないかと私は思つております。が、具体的にどこから、どこからというふうなことは私は今具体的にここで申上げる用意は持っておりません。

○波多野君 今の南方方面の開港に対して外貨貸付制度で、機械なんか輸出するのにあつた制度を活用してはありますが、あの事業に対して外貨の貸付制度をやるといふことは、これはどうなんですか。

○参考人(一万田尚登君) ただ従来外貨貸付と言つてもそうたくさんあるわけじやありませんので、例えば今ドルについては恐らく六億ドル以上あります。併し四億ドルだけは運搬資金に廻しております。昔なら各為替銀行

で運搬資金として持つておつた、今の制度では外為委員会になつておる。一つにまとまつておりますけれども、これほどの貿易を金融するためには四億ドルぐらゐないなドルは要する、それからそのほかにおいでいる／＼と又講和発効後においてもドルの使用を必要とするものが相当あるだろうと私は思ひます。それらのものがあるのだから、そうたくさん今ば／＼やるほどあるわけじやないのです。十億ドルというのを皆使へるようには人は誤解をしますが、それは或いは特需の動き、まあ私は当分外貨についてこれは値えるという見方をしております。日米経済協力關係から産

えるという見方はしております。が併し、どういふ変化をするか、日本の経済は非常に弱いのです。そうドルがイージーに今後入ると思へない、それは今日溜つておるドルが何の原因で溜つたかといふことをつまびらかにしますと、正常の取引によつてドルが産えたというものは極めて少ない。ですからイージーに考えずに、ちよつとした動きにどうも日本は慌て過ぎてものを過大に考える。

○木村八郎君 簡単に二つばかりお伺いしたいのですが、先ほど資本蓄積とか、或いは長期資金の調達の問題ですが、まあ私は講和後の日本経済自立を考える場合に、一応外資導入ということが構想の中に入つてゐると思つてますが、それが予想通りに行かなかつた。そこで国内の資本蓄積を当初予想したよりも相当強く進行しなければならぬ、外資を予定した場合は、そういうことから最近特にいろ／＼な法案が出て来ておるのです。殊にまあ

貸付信託、長期信用銀行とかいろ／＼な面でも非常に長期資金の蓄積又その流し方も問題になつて来る。そこで今度はその影響なんです、これが他の方面の金融へ相当影響して来るのじやないか。例えば電源開港の場合、一応外資導入を予定した場合と、予定しない場合とで非常に金融の仕方が違つて来ておると、重点産業以外の方面への金融をどうしても抑制して行かなければならぬという方向が相当出て来るのじやないかと思ふのです。そういう点について、日銀總裁がどうお考えになつて、どの程度に抑制しなければならぬのか、或いはそのために又いろいろの影響が出て来ると思ふのですが、どうも外資を予定した場合よりも相当強く国内資本蓄積の問題を採上げない、電源開港なんかも予定通り行かないのじやないか、こう思ひますので、その影響。

それからもう一つは貿易の問題ですが、どうしても正常なる貿易を拡大して日本経済を拡大生産に持つて行かなければならぬというのには、總裁の言われる通りだと思ふのです。その場合に、現実には總裁のお考えと大分反動的に、例えば特需は別ですが、アメリカに対する輸出なんかは最近まぐろの開港を上げるとか、にしの開港を上げるとか、或いは陶磁器の開港を上げるとか、どうも正常な輸出はアメリカに対してできない。それからイギリスのほう、ポンド地域に対する貿易も、どうも二十七年度もそう余り芳しくないような発表であります。そうしますと、正常貿易によつて日本はどこに行か、どこへ拡大して行くか、どうも私は中共貿易、これはまあ非常に無理か

も知れませんが、どうしてもそつちのほうに行かないとノーマルな貿易の拡大による日本の貿易はできないのじやないか、どうも特需のほうばかりに行かないことは好ましくないし、どうしても中共の貿易を私は取上げない問題とは解決して行かないのじやないかと思ふのですが、この二点について御意見を伺ひたいのです。

○参考人(一万田尚登君) そういう点は、長期資金の問題ですが、現実の状況からすれば主として資金上の問題ですが、それからすれば、インフレーションはいかにいふことは、これは絶対の掟ですが、その枠内で考えればどうしても重点的な行き方、これはまあ止むを得ない。それからやはり依然として不急不要のものは設備に關しては抑制する、それで大体において特に終戦以來相當拡大をされて、事業によつてはむしろオーバー・インベストの形もつておる。それで私は今それらのものに対する抑制を續けて行つてもいいという考えで、そしてできるだけ電源とか船舶、まあ船舶もこれはもう相當考慮してもいい段階に來たんじゃないかと思ふのですが、國際的な船舶の状況から見ても、まあ併し或る程度今のところを殖やしてもよからうというくらいのことにあるのですが、それから戦後の合理化のし寄せがある。その他の産業についても合理化に關する限りにおいてはできるだけ面倒をみようという、こういうふうな筋で今行つておるのですが、これは今後資本の蓄積がどういふふうになるか、同時に財政がどういふふうになるか、同時に財政資金の運用というものも考え、これはなによりも大きいのですか

ら……。それから税制の問題もこれに
関連しましょう。資本の蓄積を非常に
考慮して、そしてそれを且つ緊急的に
開発をして行く長期資金というものが
ないとすれば、これは何としても一つ
アメリカの援助、いわゆる外資導入と
いう形で行つたつていいんじゃない
か、こういうふうにまあ考えておりま
す。それだからこれはまだ／＼資金の
質的な面の考慮は、自主的にやつて行
くにしてもどうしても必要です。従つ
て物の面についてやはり或る程度考え
る必要もあるのじやないか、統制をす
る必要は私はない、そう考えておりま
すけれども、やはり計画はなくてはい
かん、計画の下に、一定の計画は、貧
乏国ですから貧乏国が立ち上ろうとして
いるんですから無計画で勝手気儘でこ
とを、民主主義の名の下に勝手気儘で
やるというのではロスが多い、めちや
くちやなロスが多い、あとで又整理を
して行かなければならない。ですから
その計画に副うように、それが実現
されるようにこれは準備すべきであ
る。そういうふうによつてもらいた
い、そういうふうな私は考え方をし
ております。

もう一つは中共ですね。これはなかなか私としては、どこがどうと言うわけではありません、中共というわけでもありませんが、どうも国によつては政治ということが中心のようです。その政治上の目的を達成するために経済と経済の分離というものが不可能な国が少くない。だから政治問題が解決せんと経済的に如何にそれが望ましくてもなかなかどうもならん。こういうふうなことは言い得るのじやないかと思つて

おるのですが、そういうところで一つ……。〔笑声〕

○木村福八郎君 実は僕はその近代設備、設備の近代化によつてコストを下げると言つていますが、それはどの程度の効果があるのか非常に疑問に思つてゐるのです。と言いますののことは、高い物を買つてです、原材料料を、アメリカの高いものを買つて、それを安く出す。その場合コストを設備の近代化によつて下げるのと、安いところから原材料を買つてコストを下げるのと、どの程度それが違うか、非常な量のものじやないかと思うのです。が、その点について。

○参考人(一万田尚登君) これは一概に言えませんですがね。それはアメリカから、或いはアメリカに限りませうが、外国から技術やいい機械を持つて来れば、それは十分コストの下るものもの

もありますよ。十分償われているものもありますよ。併し例えば今問題になる鉄なら鉄というものをとてみますと、運賃もよほど下りました、今は運賃も十ドル前後でしょう。一時の十ドル二十ドルというようなときに比べれば、よほど運賃が下つて、それでこ

ほどコストを下げていますけれども、鉄なんかで言うとか、中共から原鉱や焦炭、これは遠路を運んで持つて来ますのですから、運賃のコストが高いことはきまっています。鉄の値段を下げるの

は合理化々々々というよりも、船賃が何とかなれば一番手つ取り早い、こゝろいうふうな話です。私はそれにくみわない。そういう船賃を安くするとかきんとかいような問題は、そのとき

国の政策でどうでもできる、やろうと思えば明日からできる、それはわか

ている、そんなことは何も私だけが努力をして声を大きくする必要はないの
で、仮に些少でもあればいい技術なり
いい機械を入れ、設備をよくして、そ
して国際的に十分競争に堪え得るよう
なことにすることは一朝一夕にでき
るものではない。或いはそれはどうし
てもやらなければならない、例えは運賃の
ことを考える場合においても、そうい
う合理化を抑えておいて、何でもか
でも運賃を補給してやろうというわけ
には行かない。ですからどうしても例
えは些少でも私は全産業について国際水
準に持つて行く努力は、これは経営者
として当然やる筋ではないか、それを
やらんのが無責任で、何でも政府や
いろいろなところに頭を下げてお願い
して行こうというのは、実になつてい
ないということになる、というまあ考
方です。

○小村政夫君 当面の金融情勢ですが、日銀券は収縮をして日銀の貸出も減つておるといふことについて總裁の見解はどういうところですか。それともう時間がありませんが、いろいろ聞きたいのですが、ポイントだけお聞きします。長期信用銀行を作ることが必

要であるという、その中味ですね、聞
銀であるとかいろいろある、それから
地方銀行でも兼営でやりたいというよ
うな、總裁として言にくいかも知れ
ませんが具体的な長期信用銀行とな

べき銀行のあり方について、今世上で、新聞紙上でもいろいろ出ておる問題についてお話承われる範圍においてお聞きしたい。

して外為の事務を大蔵省と日銀に分けて行くということが一応内閣としてそ

の線に副うた行政機構の改革がなされるということですが、それについて總裁の御意見はどうであるか。又いろいろ長期信用銀行法等もこれからこの委員会会で審議される。残された問題は為替銀行の整備の問題、政府の金融機関として或いは日銀政策委員会のあり方という問題も将来検討しなければならん問題であり、従つて金利調整審議会のあり方というような問題について、日本の金融制度として考えなければならん問題、それで為替金融機構のあり方についてどういふお考えをお持ちしているか、とりあえずその点をお伺いしたい。

〔参考人〕(二) 万田尚登君 当面の金融政策ですか、当面の金融政策は先ほど申し上げました通り、別に変るところはありません。金融状態も変るところがない。だから今までお話ししたような

と、今から御推察が願えると思ふので、今合理化、いわゆる企業の合理化、広い意味の合理化ですね、例えば電源の開発……。

○小林政夫君　いや政策というよりは、日銀券は収縮をして、日銀の貸出も減つておる、而も市場では金融の……。

○参考人(一) 万田尙登君) まあ日本銀行の状況は大体経済活動に順応しておる。私としては毎日出る日本銀行券が最も適当と考える。悪るければ直すのですけれども、一番適当と私は思つて

○小林政夫君 いや日銀の銀行券が減
ります。これは併しいろ／＼と意見
はありましようけれども、適當でない
という人もある。私としては適當と堅
く信じておる。

り、貸出も減つておるにもかかわらず、一般的には資金は足らないといふ

○参考人(二万田尚登

に達します。資金が足りないというところで、金融機関には手持がある、言い換えれば物の動きがない、従つて商売が停頓をする、そうすると金は借りることがないということで、比較的今の実情は資金の問題である、それは特殊なものはありませんが、非常に経営が困難に陥つていゝというような人、これは別個です。そうして今日の経済の状況、国際的なことからそれは来ておる。全体の物の動きが停頓してゐるということにある。例へば銀行の資

金が多いから日本銀行の貸出が激る。若しも銀行に資金がないなら日本銀行の貸出が殖える、前のように借りに来なければ。併し経済活動が滞つておる、借りる人もない、同時に預金が殖

える物が安くなる傾向をとりつづけるから、買う人は自粛して個人としても控える、もう少し安くなつてからと
いうので……。そうすると銀行の預金
が大分殖える、こういう形です。こ
うふうに非常にいろ／＼条件が錯綜
はしておりますけれども、今の状況は

そういう状況です。

○小林政夫君　まあそれで大体……。

　まだ長期金融の問題が……。

○参考人（一万田尙登君）　長期金融機關は、これは今度の法律が国会を通過

すれば興銀さんは長期金融でやつておるし、勧銀さんは昔から商業銀行でないので、そうした場合に今開発銀行、輸出銀行もありますが、更に新しい一つ長期金融機関を必要とするや否やと

いう問題は起りましよう、起つてもそれは興銀のようなものを作る。

○委員長(平沼彌太郎君) 総裁には大分時間が経過して相済みませんが、皆さんがまだ聞きたいということがたくさんあるらしいのです。もう一度来て頂きたいという声もあるので、これは又お気遣いですが……。

○参考人(一万田尚登君) 今日で一つ御勘弁下さい。

○委員長(平沼彌太郎君) そうしますと、あと十分くらいで一つ、無理を申上げるようですけれども、切り上げたいと思いますからそのつもりで……。

○小林政夫君 為替金融です。

○参考人(一万田尚登君) これはやはり私の考えでは、今度政府のお考えになつて行方方がこれは為替の正道に還ること、正道に還ることは結構なことだと思つております。

○木内四郎君 ちよつと簡単に伺いますが、さつきのお話で税負担が非常に重くて、貯蓄を阻害していることがあつたという事に関連して、この敗戦国の今日この再建をするのは今の者だけの負担でやらなくてもいいじゃないかという御意見がありました。

○参考人(一万田尚登君) まあその貯蓄でできた場合に、例えばものにもよりますが、例えども、公債支弁によることとがいかどうか、それは言わんほうがいかも知れませんが、そういうことも考える余地は起るじやないかという事です。

○小林政夫君 その考えです。先ほど

の現在の当面の金融情勢の分析ですがね。その今お話になつた総裁の考えからそういう考えが生まれるのじやないかと思つて聞いて見たのですが。

○参考人(一万田尚登君) 当面の事です。

○小林政夫君 当面の日銀券は収縮し、貸出は減つてゐる、いわゆるまあそういう状態で資本の蓄積が……。

○参考人(一万田尚登君) まあ併しこれは結局先ほど言ひましたように端境期中で、今後十月以降になつて来ると今御審議、御通過になつたあの八千億ですが、あのうち講和の費用は二千億というふうなものが十月頃から突際具體的に市場に出廻つて来る。又賠償も出て来たり、デフエンスという問題もありましよう。なか／＼そんな、今

ちよつと端境期中で、米が値段がちよつと上つたからと言つて、それで又ちよつと米が不自由だからと言つて、年中そうであるように思われてもまづいんですよ。なか／＼そういうふうな焦らなつて、十月頃になつて、或いは来年に、もう少し考へて見直すということですね。

○小林政夫君 それだつたら、将来の国民に負担させる方法もあるという事は、当面直接のタックスで取るよりは、別の方法も考へられるということ、一般的な方法としての話ですか。

○参考人(一万田尚登君) それはまあ国民の蓄積状況と、これは大きな問題がある。国民の心構えとか、或いは又社会情勢の安定が期せられるかどうか。まあ大きな問題を考へると、小手先でいろいろ考へると失敗します。そういうことはイージーに実現ができると思つてもまづいのです。が併し、ほ

かの条件が整えば、そういうことも考へる余地が起るはせんか。仮に貯蓄もせんでおいて、税を徴する／＼というふうなことは、これは問題にならん。貯蓄をすれば、税を徴する／＼という人があれば、貯蓄をすれば考へる途が開けるという事だけは言ひ得るという問題で、そういう問題は簡単に直ぐそういうものに飛び付くというふうな行き方は、今なか／＼いけませんな。

○木内四郎君 ちよつと関連して行きますが、さつきのお話で税金が重いから貯蓄は殖えない。確かにそうだと思うのですが、そうすれば或る程度公債支弁によつて、そういうものに対して多少税の負担を軽くするといふようなことをすることにしたらなら

○参考人(一万田尚登君) これはどうも僕は太蔵大臣でないから、余り金融とちよつと……、それは又公債が発行されたのちにどういうふうな消化させて行くかと相談が持ち込まれるならば相談に乗りますけれども、公債を発行するかしらないか、これは太蔵大臣の問題で、これは御免蒙りたい。

○菊川孝夫君 まあ総裁の国際情勢によつて大きく影響されるという、これはもう止むを得ないことだと思つて、そこで今総裁のお話によりまして、アメリカの軍拡、それに伴う日米経済協力という事について大分大きく感ぜざるを得ないと思つて、それが、そういう場合にこれが朝鮮のあの休戦会谈なんかで、これの動きの如何によつては十分これは又より以上変つて来るだろうと思つて、従つてそういうふうに対処するような、まあ角度を拡げたような、或いは重点々とい

うような質的統制で、この方面が儲かりそうだとつて設備を近代化し、ど

うような質的統制で、この方面が儲かりそうだとつて設備を近代化し、ど

うような質的統制で、この方面が儲かりそうだとつて設備を近代化し、ど

うような質的統制で、この方面が儲かりそうだとつて設備を近代化し、ど

うような質的統制で、この方面が儲かりそうだとつて設備を近代化し、ど

高飛車になつて来る。これは極端な例を申上げますと、僕らも労働組合にお

高飛車になつて来る。これは極端な例を申上げますと、僕らも労働組合にお

高飛車になつて来る。これは極端な例を申上げますと、僕らも労働組合にお

高飛車になつて来る。これは極端な例を申上げますと、僕らも労働組合にお

高飛車になつて来る。これは極端な例を申上げますと、僕らも労働組合にお

皇居前の沿路の一部だけを短時間ということで許可しております。

○木村禰八郎君　これは今裁判になつておりますから、後は議論になりますから、これ以上質問してもお答えしにくいと思いますから、止めますが、ただ労働祭というのは、メーデーなどは、もう国際的な祝典であつて、これに對して使用を許可しないというのは、私はもう非常識極まる。そういうことが、それが全部じやなかつたでしようが、メーデーにおける実はあるいふ惨事を起した一つの有力なる原因になつておると思うのであります。こういう

う点について、厚生省の非常に国際的な知識水準の低さから来る制限について、我々は別の機会に又批判もし、質問もしなければならぬと思います。こ

の点についてはその程度にいたしなして、実はですね、千代田グラウンドを今度は普通財産から公共福祉用財産にこれを切替える件について、千代田区会議

長等から陳情が参つておるので、私たちがこの実情、現地に行つていろいろ調べたわけでありませんから、この陳情はこの通りであるかどうかわかりません。

が、一応陳情を見ますとですね、これまで千代田区があそこの敷地を借りて、そうして非常に公共福祉に貢献しておる、秋季運動会とか、或いはいろ

区民ばかりでなく、一般都民に対しても広く利用されておる。そこで若しこれがですね、公共福祉用財産に編入さ

れた場合、現状に変更があつて、取上
られて或いは又すぐそこに官庁の敷地
ができるとか、そういうことを非常に
心配されて陳情が来ておる。従つて公

共福社用財産に編入した後において、
そういう危惧がないかどうか、厚生省
は運用についてどう考えるか、この点
お伺いしておきたい。

○説明員(甲賀春一君) 公共福祉用財
産になつて厚生省の所管に移つた以後
の運営でございしますが、これは現在グ
ランドとして非常利用者が多いの
で、地元の要望などを考へて、各方面
の権威者からなる委員会のようなもの
に相談して、如何ように運営するかを
決定したいと思ひますが、現在のところ
まだ予算もきまつておりません。
で、早急にあれを造園化するというよ
うなことは行つておりません。

○木村義八郎君 そうすると、予算が
きまれば造園化するわけですか。

○説明員(甲賀春一君) これは現在千
代田グランドの敷地以外の皇居外苑に
ついては、前に旧皇室苑地運営審議会
の答申がありまして、その線に沿つて今
は維持管理しておるのでございします。
その方針と大体合致したところで維持
管理するというのであれば、今のグ
ランドをだん／＼昔の姿に返すと申
しますか、和田倉門を復旧したり、橋
を直したり、或いは苑地に副うような
施設を設けることにならうかと思ひま
す。この点千代田区の要望等もありま
すので、その際十分検討して見たいと
思ひますが、今まだはつきりした、ど
うなるというところは決定いたしており
ません。

○木村義八郎君 そうしますと、千代
田区長のはうの大蔵委員殿と来ておる
のですが、大蔵委員にこの陳情書が来
ておるのですが、こういう要望なん
ですね、大体三つですけれども、これは
公共福祉用財産に編入されても公共福

祉の精神にかなう施設として、従来通
りこの運動場を存置してもらいたい
ということが一つ。第二は、この管理で
す、管理は引続き地元公共団体たる千
代田区に委任されたい。それから若し
それが困難な場合には現在通り普通財
産として貸してもいい、こういう
三つの要望なんです。今の御答弁を
聞きますと、この要望はどうも容れら
れないような御答弁なんです。そう
解釈してよろしいのですか。結局厚生
省の方針と合致した場合であつて、一
応方針は今お話を聞くときまつておる
ようですね。和田倉門を中心にしてだ
んだん造園化して行く。そうすると
結局これは取扱われるのじやないで
か。現在すぐじやなくても、将来はそ
ういうことになるのじやないですか。

○説明員(甲賀春一君) 最初の公共福
祉用財産となつた場合も千代田区に維
持管理させるかというところでござい
ますが、これはやはり厚生省の責任にお
いて皇居外苑区一帯として維持管理し
て行くということになると思ひます。
なおあの外苑の特徴から言つて、今差
当つてはわかりませんが、将来はやは
り造園化されると、かように考へてお
ります。

○菊川孝夫君 これはもう一点だけお
尋ねしておきますが、その場合に今後
起り得る問題だと思ふのですが、行政
協定に基づく施設並びに区域というの
に、あれは大体今の宮城前広場という
のは全然向うから要求もなし、今後こ
れには入る見込みはないかどうか、これ
が一つと、仮に臨時にそういう要求が
あつた場合には、どういう規定で処置
するか、この二点だけ……。

○説明員(木村三男君) 行政協定に基
いて駐留軍のために提供する施設とい
うものは、合同委員会のほうで定める
というところになっておりまして、向う
の希望、それからこちらの意見という
ものが検討される機会があるのであり
ます。そこで目下のところどうなつて
おるか申しますと、まだ全国的にき
まつておりませんし、いろいろ情報な
どによりまして、目下のところ皇居
外苑を使用させるというような計画は
ないように思つております。この点一
つ……。それから合同委員会のほうに
おきまして、やはり関係各省のいろ
んな行政上の問題でもありますので、
十分に意見を申述べられる機会がござい
ます。

○菊川孝夫君 それでは、あそこは何か
そういうふうには使用させたくないとい
う方針ですか。その施設、区域に指
定をさせたくないという方針か。要求
があればやつてもいいという方針かど
うか、それをお聞きしたい。

○説明員(木村三男君) 直接今回の所
管替えという問題が、その問題と繋
がる問題じやございしません。それから又
別個の問題なんですけれども、私ども
の考へとしては、やはり余つてお
るような建物でありましたならば、或
いは又普通財産としてどこへでも処分
できるような財産でありましたなら
ば、なか／＼抵抗はしてくいけれど
も、こういうふうな特別に公共の用に
供する財産として、一般国民が自由に
使用しているという所でありまして、
向うからの要求に対して、あと
廻しにしてみたい、できればやめ
てもらいたいというふうな足がかりを
作る方針になるかと思ひます。

○油井賢太郎君 一点伺いたいのです
が、今でも使用料は財務局が取つてお
るらしいのですけれども、厚生省に所
管が移つても、あのままならば使用料
は取つて行くことになるのです
か。

○説明員(木村三男君) 国有財産の管
理処分の原則として特別な法令の規定
がないというは無償ということができ
ませんので、それに相当する対価とい
うような意味で頂いたのであります。
そこで厚生省に所管替えになりまして
も、やはり国有財産を使うという意味
におきましては、有償原則が適用され
る。併しこれはおのずから普通財産の
場合と違ひますから、地元としてい
ろろ厚生省の事業に対して協力的な意
味において、或いは下請けをするよう
な意味におきましてやります関係にな
りますという、やはり使用料のきめ
方などにつきましても、おのずから交
つて来るといふふうに考へます。

○油井賢太郎君 それから先ほど話
の、あれをどういふふうに使ふとい
うのが、そこで委員会を設けてあると
言ひますが、その委員会の構成はどう
いふふうなメンバーですか。

○説明員(甲賀春一君) まだ具体的に
この名前はきまつておりませんが、造
園家、或いは一般常識経験者、それか
らその他の権威者も大体予定しており
ます。人はまだきまつておりません。
○油井賢太郎君 何人くらい……。
○説明員(甲賀春一君) 人数も考へて
おりません。

○木村義八郎君 ちよつと伺ひます
が、きつきの駐留軍に安全保障条約に
基いてね、行政協定に基いて国有財産
を無償で使用する、駐留軍には無償
で使用させるのです、あれは普通財

○木村義八郎君 そうすると、それは
特別な何か規定を設けなければいわけ
ですね。

○説明員(木村三男君) 特別な規定が
できれば勿論無償ということになるわ
けです。なお申上げますと、千代田グ
ランドの場合は区のはうでも使用料を
徴収いたしております。それでこれが
果してペイするかどうかこれはわかり
ませんが、そういうふうな経済的に動

かしておるといふこともお考え願いたいと思ひます。

○油井賢太郎君 すでに伺つておきますが、皇居前の広場に昼休みなどに会社員なんかバレーボールをしたり運動したりやつていたというふうなことが、最近あれば禁止したのですか。

○説明員(甲賀春一君) ボール投げその他の球技は禁止してあります。油井賢太郎君 禁止した……、それはあの辺は御承知のように官庁官衙街で、昼休みくらい多少運動でもする場所があるのが適当かと我々は思つてゐるのですが、なぜあれを禁止しなくちやならないのですか。

○説明員(甲賀春一君) やはり皇居外苑は利用者をみまうと、全国的な利用者が非常に多いのでございまして、遠く海外からの観光客その他を含めて相当な人を見えます。その際野球をやつておりますと非常に危険な場合がございまして、それから戦時中相当荒れておりましたが、だん／＼芝を植へ替へまして、現在もおその手入れを継続中ではございます。芝の張つてゐる区域に入るようなことになつては維持管理上思ひしくないと考えましてとめてございまして。

○委員長(平沼彌太郎君) 他に御発言もないようですが、質疑は終了したものと認めて御異議ございせんか。

○委員(長平沼彌太郎君) 御異議ないと思ひます。それではこれより討論に入ります。御意見のあるかたは賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○菊川孝夫君 私は原則として千代田グランドを公共福祉財産に編入することには賛成でありまして、ああいふ

ふうのけて置いたら駄下げをしなげればならん。あの一角をはかの用に駄下げをすることにすると大変だと思ひますので、速かに公共福祉財産に編入して置いて、駄下げその他が起きないようにするといふことは誠に賛成であります。ところが先ほどから木村君がこの公共福祉財産の運用問題について厚生省當局に質疑をしておられましたが、將來いづれ毎年五月一日になると、一回ずつある問題であります。こゝういふ閉鎖して、たゞさんの人のために、二十万も集まるのですから、この人たちのために提供するというふうな雅量を持つて、そのために芝生が荒れたいやうなことは單なる口実だと思ひますので、あれは明らかに政治的な意圖を含んだ使用拒否だと思ひますので、今後のその公共福祉財産の運用につきましては……意見がござい

ますが、これはその問題とは切離して、速かにああいふ一角をはかの政治的な意圖であそこを財閥なんかのビルディング用に駄下げするというものになつては大変だと思ひますので、編入するといふ行き方については賛成しますので、本法案に賛成するものであります。

○油井賢太郎君 私も本案には賛成いたしますが、現在まであの辺は官衙官庁街の密集地帯で運動場もないといふやうな状態にあるにもかかわらず、千代田グランドあたりは非常に有効に活用されております。それが今回公共福祉財産といふふうに変つたために、今までと利用状態が変更されることになるといふことは余り好ましくないと思ひますので、そういう点に十分留意

されまして、厚生省においても今までの都民に愛されるグランドということも十分念頭に入れまして、管理されんことを希望して賛成いたします。

○木村福八郎君 私はこの法案に反対いたします。と申しますのは、現在実質的には公共福祉として非常に利用されて、非常に多くの人がこれによつてレクリエーションなり運動なりをやつる場合に貢献してゐるのです。それにもかかわらず今度は公共福祉財産に普通財産が編入されると、それは今の厚生省の御答弁でもこれは行く／＼はこれが変更になるというふうにお話です。現

状を尊重してそういうふうにご利用させたいやうな言明がないのですから、私はこの法案に反対いたします。

○委員長(平沼彌太郎君) 他に御発言もないようですが、討論は終局したものと認めて御異議ございせんか。

○委員(長平沼彌太郎君) 御異議ないと思ひます。それではこれより採決をいたします。国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求めるの件を原案通り異議ないものと決議することに賛成のかたの御挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(平沼彌太郎君) 多数であります。よつて本案は原案通り異議ないものと決議することに決定いたしました。

なお、諸般の手續は前例により委員長に御一任願ひます。

それから多数意見者の御署名を願ひます。

多数意見者署名 大矢半次郎 菊川 孝夫

○委員長(平沼彌太郎君) 次に国民金融公庫法の一部を改正する法律案について質疑を継続いたします。

○菊川孝夫君 先ず公庫の總裁に一つお伺ひするのでありますが、これは政府提案になつておるわけで、当然總裁のほうにも協議をされたと思ひます。が、役員並びに職員は大多数がこゝういふな改正には賛成しておるものかどうか、その点、賛成と申しますか、こゝういふものの改正を希望し、或いは賛成意見といふか、總裁として特にこゝういふ改正がいいといふふうにお考えかどうか。今まで公務員としてやつて来た、それを今回改正することになつたのですが、その理由はこゝに載つておりますが、先ず總裁として賛成であるかどうか。これのほうがいかがかどうか。こゝういふ点と、職員全般としてどういふ意向であるかといふことは大体總裁も意見を聞いておられると思ひますので、この点をお伺ひいたします。

○説明員(橋田光男君) お尋ねの点につきましてお答え申し上げます。今回の改正案につきましては、私のみならず、役職員全部がかねてから待望いたしておつたわけでございまして、今までも何回となく各方面にお願ひした問題になりつつあることを私も職員全部が喜んでおるやうな次第でござい

ます。

○菊川孝夫君 次いで政府の説明員のかたにお伺ひしますが、附則の第四項で、恩給法の一部改正によつて「国民金融公庫」といふのを削ることになります。従ひましてこの恩給法の適用を、今日まで受けておる職員のうちには、すでに受給資格に、いわゆる受給年限に達しておる者もあると思ひますが、こゝういふのは継続して大蔵省に勤めておつて金融公庫に入つておつた、従つて年金の受給資格に達しておる人もありますし、又一時恩給をもらふことになつておると思ひますが、この際年金を受ける者についてはこれ打切つて恩給の年金を附けるようにする。それから年金の年限に達してない者には一時恩給で打切つてしまふ、こゝういふ方針をおとりになるのですか、どうですか、この点を……

○説明員(有吉正君) 只今の御質問の附則の第四項におきまして、恩給法の一部を改正するといふ点につきまして御説明いたしますと、恩給法の第二十条におきまして、恩給法の適用を受けま

すところの文官の定議を掲げておる次第であります。その第二項第七号におきまして、国民金融公庫の役員及び職員につきましては、別に法律を以て定める場合におきまして初めて恩給法が適用されるという点に相成つておるわけでございまして、現在のところ別に法律を以て公庫の役員に恩給法の適用するといふことをきめてござい

ませんので、現在公庫の職員につきましては、恩給法の適用がございせん。従ひまして今回の改正におきましては、恩給法中におきまして、従来公務員であつたといふことからかように文官の中におきまして別に法律を以て恩給の

○菊川孝夫君 次いで政府の説明員のかたにお伺ひしますが、附則の第四項で、恩給法の一部改正によつて「国民金融公庫」といふのを削ることになります。従ひましてこの恩給法の適用を、今日まで受けておる職員のうちには、すでに受給資格に、いわゆる受給年限に達しておる者もあると思ひますが、こゝういふのは継続して大蔵省に勤めておつて金融公庫に入つておつた、従つて年金の受給資格に達しておる人もありますし、又一時恩給をもらふことになつておると思ひますが、この際年金を受ける者についてはこれ打切つて恩給の年金を附けるようにする。それから年金の年限に達してない者には一時恩給で打切つてしまふ、こゝういふ方針をおとりになるのですか、どうですか、この点を……

○説明員(有吉正君) 只今の御質問の附則の第四項におきまして、恩給法の一部を改正するといふ点につきまして御説明いたしますと、恩給法の第二十条におきまして、恩給法の適用を受けま

すところの文官の定議を掲げておる次第であります。その第二項第七号におきまして、国民金融公庫の役員及び職員につきましては、別に法律を以て定める場合におきまして初めて恩給法が適用されるという点に相成つておるわけでございまして、現在のところ別に法律を以て公庫の役員に恩給法の適用するといふことをきめてござい

ませんので、現在公庫の職員につきましては、恩給法の適用がございせん。従ひまして今回の改正におきましては、恩給法中におきまして、従来公務員であつたといふことからかように文官の中におきまして別に法律を以て恩給の

○菊川孝夫君 次いで政府の説明員のかたにお伺ひしますが、附則の第四項で、恩給法の一部改正によつて「国民金融公庫」といふのを削ることになります。従ひましてこの恩給法の適用を、今日まで受けておる職員のうちには、すでに受給資格に、いわゆる受給年限に達しておる者もあると思ひますが、こゝういふのは継続して大蔵省に勤めておつて金融公庫に入つておつた、従つて年金の受給資格に達しておる人もありますし、又一時恩給をもらふことになつておると思ひますが、この際年金を受ける者についてはこれ打切つて恩給の年金を附けるようにする。それから年金の年限に達してない者には一時恩給で打切つてしまふ、こゝういふ方針をおとりになるのですか、どうですか、この点を……

○説明員(有吉正君) 只今の御質問の附則の第四項におきまして、恩給法の一部を改正するといふ点につきまして御説明いたしますと、恩給法の第二十条におきまして、恩給法の適用を受けま

すところの文官の定議を掲げておる次第であります。その第二項第七号におきまして、国民金融公庫の役員及び職員につきましては、別に法律を以て定める場合におきまして初めて恩給法が適用されるという点に相成つておるわけでございまして、現在のところ別に法律を以て公庫の役員に恩給法の適用するといふことをきめてござい

途を開くということを講じて参つたわけでございますが、今回この法律案におきましては、国民金融公庫の役員を公務員の枠からはずすというところに相成りますと、この恩給法の中におきましてこの適用の問題ということが初めから問題にならなくなるといふことにおきまして、恩給法の一部を改正した、かような次第でございます。

○菊川孝夫君 次に労働組合法の適用についてであります。今日までは国家公務員法の国家公務員とするということになつておるので、労働組合を結成することはできなかった。従つて団体交渉権その他もないわけです。ところが本法の適用によりまして当然労働組合法は適用されるものである、こゝういふふうに解釈してよろしうございませうか。ただこの附則五項でちよつと公務員法の一部だけが適用されることになつておりますが、併しこれはただ秘密漏洩の問題だけでありまして、当然労働組合法の適用については問題ないと思ひますが……。

○説明員(有吉正君) 御意見の通りでございます。

○菊川孝夫君 その際に一つ問題になるのは、この總裁の団体交渉の当事者となる資格要件ということになるわけでありまして、これは非常にデリケートになつて来ると思ひますが、總裁が単独の権限で以て、殆んど大蔵大臣その他の制約を受けることなしに今後は団体交渉の当事者になり得るかどうか、その点一つ。

○説明員(有吉正君) 国民金融公庫につきましても、法律上大蔵大臣の監督というところに相成つております。その監督の態様と申しますものは、具体的

に定まつて参ると考へるわけでありませう。現在のところ業務上におきましてこの監督ということを中心として考へるわけでございます。内部の身分関係等につきましては、總裁の権限の問題だと、かように考へるわけでありませう。

○菊川孝夫君 第三番目にお尋ねしたのはこの附則第五項ですが、この法律を折角改正する際でありますから、わさ／＼この公務員法の第百条第一項及び第百九条第十二号の規定を適用する、これはいわゆる秘密についての事項だと思ひますが、従つてこゝういふのはこの国民金融公庫の中にもわさ／＼公務員法を適用するのだといふやうなふうになつてしまつて、このまま条文を別途新たに設けてもいいと思ひますが、これはわさ／＼複雑にするやうで、こんな公務員法のこの条項だけわさ／＼適用するとしなくとも、これは国民金融公庫法の中で職員はこゝういふことは守らなければならぬといふことを私は法律で定めることではないと思ひますが、この点一つ。法律の形式上の問題ですが、なぜこゝういふやうにされたのか。

○説明員(有吉正君) 只今の御質問でございますが、附則第五項に掲げております秘密保守の義務と申しますのは、経過規定でございます。この法律の施行前に、公庫の役員は職務上知ることのできた秘密保守の義務というものは、経過的に第百条第一項及び第百九条第十二号の規定を適用するといふことにいたしましたわけでございます。

○菊川孝夫君 そうすると、これはまあ経過規定ということでわかりました。その後の問題はどこかに適用条文があるのですか、その後の秘密は漏洩してもいいということになるわけですか、その点について……。

○説明員(有吉正君) その後の問題につきましても、規定してあるところはございませぬ。

○菊川孝夫君 そうすると、今までは秘密を前のもので知つておつても漏洩してはいかん。ところがいよ／＼この法律が適用になつて、翌日から自由にやれるといふのは、余りちよつとこれはえらい屈理窟を言ひわけではないけれども、わさ／＼附則五項の規定を設けるという趣旨は立法上から言つておかしなやつて来るのじやないか、公庫の職員は国家公務員法の枠はずすのであるけれども、秘密保持については特にこれは零細な需要者と言ひますか、そういう人たちがあつたのであつて、秘密漏洩といふことは私は大事だと思ひます。信用の問題にもかかわるので、これは前に知つたのは勿論ですが、これも、あとから知つたものはいないといふあなたの答弁はおかしいと思ひますが、どうですかこれ。

○説明員(有吉正君) 今日までこの現在の法律におきましては、国民金融公庫の職員が公務員としての待遇を与えられておつた。従ひまして国家公務員法の適用がそのままあつたわけでありませう。国家公務員法の規定の精神から申しますと、公務員といひましては、特に秘密の厳重な保持といふことが強く課せられておつた。従ひまして秘密漏洩につきましては罰則を以てこれを制するといふことにいたしてあつたわけでございます。国民金融公庫の役員が公務員である以上、かよう

な厳重な秘密漏洩をしてはならないという禁止規定を受けるのは当然でございます。この結果に基いた罰則の規定も併せて適用せられる、かように相成つておるわけでございます。国民金融公庫の役員が国家公務員の当時より知り得た秘密といふものは、公務員法の適用がなくなつた後におきましても、やはり公務員として知り得た秘密でございますので、そのまま禁止規定と罰則を置いた、かようなことでございまして、お話のように公務員の枠を外されましても、秘密漏洩をしないという義務といふことは、これはなお道義的に、又内部の問題といたしまして当然あとに残つて来る問題でございますが、公務員法との関連におきましては、それが關係がなくなつて来るといふことに相成るわけでございます。

○菊川孝夫君 一応理窟はわかりました。やはり法律的にあなたの言われるのは正しいと思ひます。そこでこれは總裁にお伺ひするのでありますが、やはり秘密漏洩といふことは、国民金融公庫の性質上私は必要だと思ひます。將來職員の服務規程とか、或いは労働協約等によつてそういうものを設けられるときに、その後知り得た秘密を漏洩してはいかんといふことを規定されるのかどうか、一つその点を伺ひたいと思ひます。

○説明員(橋田光男君) おつしやる通りでありまして、服務規程なり内部の規則におきまして、私どもが国家公務員でなくなりました時に、おきまして、そのときに職務上知り得ました秘密等につきましては、これを漏洩しないといふふうに厳重にやつて行きたいと、かように存しております。

○小林政夫君 今の菊川委員の御質問に対しては、今度第十七条の改正規定で「刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす」といふことで十分やれるんじゃないですか。

○説明員(有吉正君) 只今の御質問でございますが、公務員法からの適用を外されましても、刑法その他の罰則の適用、つまり取賄罪等に主要な罰則につきまして、公務に従事する職員とみなされまして、これが適用があるわけでありませう。公務員としての秘密保持の義務が刑法上に規定してある場合におきましては、当然国家公務員としてその適用を受けるわけでございます。

○菊川孝夫君 今の関連ですけれども、この「刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす」、「刑法その他の罰則」と、こゝういふわけですけれども、これは一体どういふものを指しておられるのですか。

○説明員(有吉正君) 主として刑法を指しております。

○菊川孝夫君 そうすると、主として取賄罪とか何の場合で、刑法の中に公務員が秘密漏洩してはならぬといふやうな罰則があるのですか。

○説明員(有吉正君) ございませぬ。若しもそういうことが規定されるとすれば、そのまゝ公務員として適用されるといふことを申し上げただけに過ぎませぬ。

○菊川孝夫君 最後にもう一点、この附則の六項であります。役員及び職員その他同公庫に使用される者に対する給与及び旅費並びにその者の職務上

の災害に対する補償については、なお従前の例による。と、私はこの点については、若干公務員として待遇を受け、それ／＼公務員法の保護も受け、且つ又恩給法の適用も受けるというふうであつたならば、ベース改訂もやはり人事院の勧告によつてやらなければならぬと思ふのですが、公庫に使用されるようになったときには、公庫の職員が皆一致しましてその成績を挙げるようにして、そうして成績が上つた場合には、先ほどもお尋ねいたしましたところの労働組合法の適用は受けるということになるのでありますから、そうすれば当然給与問題、それから退職金の問題等の労働条件については、これは団体交渉をやると思ふのであります。が、その場合この六項の附則があるというところになると、それは総裁として赤字が出たりして、どうも工合が悪いときは応じられないであろうが、職員を激励して、そうして回収もよくする。そして資金の運用をうまくやつて成績を挙げたときには、当然賞与その他のことも考えなければならぬ。それからこの仕事は非常にまあちよつとデリケートと言いますか、地方の小さいところからも利用者はたくさんある、この間も国民金融公庫の利用状態を資料として頂きました、非常に細かいのを集めたり、又はその信用調査に行つたりしなければならぬ。従つてそこで成績を挙げたような場合には、或る程度それに酬いるというようにして、どん／＼成績を挙げるようにしなければならぬと思ふのですが、ここに使用される者に対する給与、旅費、その他は従前の例によるということになりますと、一休給与の改訂等も公務員、あ

の人事院の……、だからしてその前に生じた事由ということになりますと、今までのやつはそのまま適用される、従つてこの際にはもう私はこういう経過規定は必要じやないというふうに思ふのですが、この点についてお伺ひしたい。

○説明員(有吉正君) 附則第六項は経過規定でございまして、「この法律施行前に生じた事由」というのは極く稀な、稀と言いますか、極く事例としては些細なものでございまして。ただ念のために法律技術上ここに規定したに過ぎないのであります。本来この法律が施行になりました後におきますところの給与その他につきましては、予算の範囲内におきまして、内部規定その他によつて職務内容に応じて、責任に応じたところの給与並びに旅費等の支給がなし得るものと、かように御了承願いたいと思ひます。

○菊川孝夫君 そういたしますと、新たに旅費規定とか、或いは給与規程、或いは又労働組合を結成して、団体交渉をやるということによつて、新たな給与並びに旅費の支給方法が設けられるまでは、そういうことができません。従前は従前の通りにやると、こういうことですが、今直ちに何らかの改正の用意をしておられるのか。これが通過したら用意して行かれるのか。この点について総裁にお聞きしたい。

○説明員(橋田光男君) おつしやいます通りに、この法律が通りましたならば、新たな給与体系、或いは給与規則でありますとか、旅費規則でありますとか、そういうものを内部で作りまして、組合とも相談をいたして決定をいたすわけでございまして、それまでの間は暫定的に現在のまま、或いは何らかの暫定措置を講ぜざるを得ないと思ひます。全体としては予算上の制約がございまして、その範囲内におきまして、できるだけ早く新しい給与規則なり旅費規則なりを作りたい、かように存じております。相当私どものほう、又職員側におきましても、用意は進めておるのでございまして、通りました即日にこれができるかどうかは疑問でございまして。ただ遅れまして旅費規則なり或いは給与規則なりができなくても、その場合にはこの法律が通りました施行の日に遡つて実行できるやうにいたしたいと、少くともそれだけのことはやりたいと存じております。

○菊川孝夫君 その点につきまして、大蔵省のほうにちよつとお伺ひします。大蔵大臣の金融公庫に対する監督権が、さういつた給与、旅費規則の制定の場合に、やはり承認を求めるとか何とかいうのが出ておるのでございしますか、その点について……

○説明員(有吉正君) この法律が施行になりました後におきましては、先ほど公庫の総裁から御答弁がございしました通り、予算の枠というものの一応縛られますが、その範囲内におきまして、公庫のほうにおきまして給与規程というものを作るといふことに相成るわけでございします。給与規程そのものにつきましては、大蔵大臣の承認という形はございせん。

○菊川孝夫君 そういたしますと、予算的な制約のみで、あとの運用は任される、こういうことになつておられるのですか。

○説明員(有吉正君) その通りでございします。ただ一般的な監督はござい

○小林政夫君 どうも先ほどの菊川君の質問に対する答弁ですが、刑法その他の罰則の適用という、刑法とその他の罰則の適用ということがあるのですから、刑法の場合においてはさういふことであるかも知れませんが、その他の罰則というところによつて公務に従事する職員として受ける罰則の適用、例えば公務員法百九条第十二号といううなものについての適用は受けるのじやないですか。

○説明員(有吉正君) 刑法その他の罰則と申しましても、その他の罰則というところには現在のところその他の罰則というものはございせん。刑法だけでございます。その後、今後におきましてなおその他の罰則がございしますと、その際直ちにこの規定が発動するといふのでございまして、国家公務員法のこの罰則が直ちに刑法その他の罰則と同様であるといふことには相成らぬと思ひます。

○小林政夫君 罰則は、例えば百九条だと一年以下の懲役又は三万円以下の罰金という罰則ですね。これは国家公務員に対する適用なんだけれども、そうすると、どうもこの今までのものは法制的措置から言つて常識的に考えては、これは念のために附則の第五項というものは今までのものについては十分取締るということであつて、今までのさういつた罪に罪に得るといふこととであつて、今後当然さういふことも含まれるといふことでなくては意味をなさぬと思うのですが、どうですか。

○説明員(有吉正君) 今までのところ先ほど申しました通り、国民金融公庫

の役員が国家公務員であるといふこととでございします。で、当然国家公務員法の適用を受ける、従ひまして公務員法上に規定しておるところの秘密漏洩の禁止の義務を受けるといふことに相成るわけでございします。国家公務員としての適用がなくなつた後におきましては、当然国家公務員法の適用は受けませんし、その罰則の適用も受けません、一般の金融機関の役員と同様に扱われるといふことに、その限りにおきましては扱われるといふことになるわけでございます。あとは道義的な問題乃至は内部の規律の問題とか、さういふことを考へてございします。

○下條恭兵君 お尋ねしたい点は、今度一般公務員の枠からはずされまして、国民金融公庫は結局予算による制約以外何もなくなるという場合、この国民金融公庫が独立採算制をとることがあるかどうかということをお尋ねしたい。

○説明員(有吉正君) 独立採算制という言葉にもいろいろありますが、現在の国民金融公庫におきましても、おつしやいます意味の独立採算制といふことになる規定はなからうかと思ひます。別段公務員の枠を外されるということによつてその点は影響ないと思ひます。ただそれが予算的な関係で予算の枠を云々といふことになりまして、なお国民金融公庫に注入される財政資金というものの枠、それを運用するところの問題といふことはやはり財政上に影響いたしますので、その限りにおきましては財政上、予算上の制約といふものが必要であらうと、かように考へるわけでございします。

○下條恭兵君 私はこのことを申しま

すのは、この金庫の性格上どうしても採算が独立採算制をとるようなことになる、一般の金融機関と同じようなことになつて国民金庫本来の使命を失つてしまふわけです。この前公庫法の一部改正したときだつたと思ひますが、油井委員から庶民金庫の時代の古い貸出の回収の問題についての質問があつて、当時總裁から、この古い借主も不明のような古い債券の取立に際しては特別な考慮を払つておるといふ御答弁があつたのであります。ところが我々地方へ行つて見ますと、今でもそれは強制的に取立てるとは言わないが、実際に町なり村なりで代理返済しないといふと、甚だ意地の悪い督促の仕方をしてゐる。次を借りたければ代理返済をしるというので、代理返済をされておるといふ実状を聞いておるのであります。今後独立採算制の方法をとつて行きますと、だん／＼面倒くさい貸出や零細なものは手数がかかると思ひますので、私はそういう本来の使命を失うような営業方針がとられる虞れがあると、こういう考えからお尋ねしておるわけでありまして、總裁から一つ。

○説明員(柳田光男君) 本法律に第一条以下に書いてあります国民金庫公庫の使命というものはよく存じておるつもりでございます。又これを全職員に徹底させまして、どこまでもお客様がたのよい相談相手としての使命を徹底的にこの上にも果して行きたい。ただ何と申しますか、力が足りないこともありまして、不行届きの点が往々あることは常々顧みまして恥しく思ふのであります。今後ともそういうふうには

りたいと思ふのであります。仮に独立採算制と認められるようなことがありまして、さうな虞れは万ないといふふうには私は確信して申上げてよろしいかと存じております。ただ過去の庶民金庫時代の債券の取立、殊に引揚者関係の更生資金等につきましても、相当延滞があるわけでございますが、その点についてはこういうことはいいたしております。何さま現在大變に資金の需要が旺盛でございます。でありますから、できるだけ新規資金を政府から頂戴いたしますはかに、何と申しますか、今まで貸付けましたものを、合理的に回収ができません、それを更に新しく多数の人に運搬させますことができません、この上もないことではありますので、まあそういう程度におきまして、お払いのできるかたにはお払いして頂けるような措置を講じておりますが、一般の普通貸付のほうにつきましても、かね／＼申上げます通り、大變に回収の状況がよろしいと申しますか、非常によく運転しております。更生資金については大分滞つておるものがありますが、それ／＼の實状に応じて御相談をしながら頂戴いたしておる実状でございます。どうぞその辺よくお酌み取りを願ひたいと思ひます。

○下條泰兵君 私はさつき菊川君から質問がありましたように、今後待遇改善の要求なんかが出たとき、この通り赤字が出るからそのために待遇改善ができないといふことを總裁が言うようなことになるという、結局あふなつかしい成るかべく当てにならんとすることは貸せないという現象が起きて来る虞れがあると思ふから、私はこの

際念のために速記録の上にはつきりしておきたいと思ふのであります。私はついでだから一点お尋ねいたしますが、先般この委員会を通しますときは、大體銀行局でも百十何億になるから、二十七年度は相当の何ができるかといふことを答弁しておられたのであります。我々は資金が非常に不足だと思つて、補正予算を編成する際に公庫の出資を必ず殖やすといふことを条件にして賛成したわけでありまして、ところが今總裁からも非常に資金が不足だといふことを言われまして、やうな言つて断つてゐるという実情があるのではありませんか。これはこの法案とは関係ないことではあります。ついでだからお聞きするのであります。そういうことを聞いておりました。それは新規の取引をやらんといふことになれば、国民金庫公庫が零細金融をやるといふことを全く無視した普通金融機関と何ら變つたところがないことになつてしまふのですが、そういう事情を總裁は御存じないのかどうか、この際一つ伺ひたいと思ひます。

○説明員(柳田光男君) 新規の取引をいたさないといふことは私存じております。と申しますのは、私どもに参りますお客さんの大部分が初めての御相談に應じて申上げるのであります。すから、殆んど大部分が新規の貸出なものでございますが、恐らくそれは更生資金関係でないかと思ひます。と申しますのは、一般の小口利用普通資金の貸付でございます。更生資金、引揚者等を中心とした貸付でございますが、この点につきましては本

年度の予算におきまして、新規資金の交付がございせん。政府から新らしい貸付を願うわけに行きません。従ひまして本年度約四億六千万の予算を組んでおります。これは全部更生資金の回収金を以て賄ふことになつております。ところが現在その回収金のほうには再貸付と申しますか、厚生省との間の業務方法書の関係におきまして、主として従来お取引を願つておつた更生資金をお使い下つたかたがたが更に又使われるというやうな場合、これを使うという方面に中心が行つておりますので、そういうところから今のやうなお話が出たのじやないかと思ひますが、一般的には新規取引というのが原則でありますから、御了承願ひたいと思ひます。

○下條泰兵君 これはこの法案に直接関係はないから、私とお尋ねするのにはやめておきますけれども、なか／＼私どもこの前も私は金庫の窓口が足りないといふことを指摘しておきました。が、手不足であるといふことも指摘しておいたのであります。現実私の申し上げましたのは、そう言つて断わられたというところが新潟県にあつたから私今こゝでついでに申上げておるわけですが、どうか一つそういうことは今後總裁のこゝで御答弁される通りに末端が動くように、そしてこの前總裁から、銀行局の当局からも御説明があつたように、速かにスムーズに運営ができるやうに一つ希望しておきます。

○小林政夫君 先ほどの何ですが、どうも私は納得がでないのではありません。併しこの法案が今のままで通してもよろしいと思ひますが、併し十七条の改正規定のやうな書き方はほかにも例があるのです。従つて我々の解釈は国家公務員は外すけれども、といふことは給与であるとか、或いは旅費とか、その他人事院規則によるうるさい人事手続の問題等をフリーにして、民間人と同じやうにやつて行こう、併し職務については公務員と寸毫も交りない罰則を以て臨む、こういう趣旨だと今までおつたわけでありまして、今の説明員の説明だとそうでないといふことになり、ますので、これは適當の機会にこの見解をはつきりさしたいと思ひます。

○大野幸一君 関連して、こういうところを明らかにしておくのは、私は参議院の専門的立場から必要だろと思ふのです。私も小林委員の質問中に見したのであります。この改正法の十七条中「国家公務員とする。」と、この言葉は十七条の最後にある言葉であります。公庫の役員及び職員、職員の意味があるのではありませんか、職員とあります。で、職員は「国家公務員とする。」ところが国家公務員でなく、罰則規定の適用については公務員並みに取扱う、この整理をしただけで、本質はやはり小林委員の言われる通りにすべての刑法規定、罰則規定の上から見ると、国家公務員としての待遇をする、こういうふうには解釈してこそこの改正の意味があるのであります。そういうことではありますから、今の説明者はこの提案を本当にされるべきの氣持がそういうことであつたか、或いは他の人がこの法律案の作成に従事されたか知らんが、これをどういふふうには解釈してのめこれは意味がある。それをあいまいに解釈して行くといふことは

私はできないと思う。特に我々法律家としてここに加わっている者として、今溝口委員等とも相談の結果、こういうふうな解釈しかない、どうですか。

○説明員(有吉正君) 先ほどから申述べております通り、従来は第十七条におきまして「国家公務員とする。」とございまして、国家公務員法上国家公務員法は国家公務員に適用されるという解釈から、国家公務員法の罰則は国家公務員に適用され、国家公務員法の適用が除外された後におきましては、刑法の罰則その他と申しますものは、現在のところございせんが、できましては、この改正に際して、直ちにその規定を差動させるために「刑法その他の罰則」と掲げまして、その適用につきましましては「法令により公務に従事する職員とみなす。」としたわけであります。先ほど小林委員にお答えいたしました通り、規定をいたしまして、我々としては従来からかように解釈いたしておる次第であります。

○小林政夫君 どうも今の説明では納得しませんが、これは一つ説明員はそのほうの専門家ではないので、一応この見解を明らかにするために法制局その他においていずれ人選をして、はつきりこの解釈を一定したいと思っております。

○油井賢太郎君 今回のこの改正で国家公務員を外されますが、退職手当のことについては触れてないのですが、退職手当もやはり国家公務員として今までは規定があつたはずですが、それをどういうわけで今回この附則か何かにお入れにならなかつたのですかという点をお尋ねいたします。

○説明員(有吉正君) 退職手当の点につきましては、国家公務員の退職手当の法律によつておるわけでございまして、この改正の法律案につきましても、その点につきましても触れてございせん。従いまして、退職手当は従来通り国家公務員の退職手当の法律によることに相成るわけでございまして、その点につきましても、なお今後の研究に待ちたいと、かように考えておりますが、現在のところ予算上の措置その他によりまして、従来通り取扱うということにはたつたわけでございまして、

○油井賢太郎君 これはやはり当然退職手当も普通一般並みと別にすることが当然のあり方だと思つたのですが、總裁はどういうふうな考えを持っておりますのか。

○説明員(橋田光男君) でき得ますれば、退職手当につきましても、輸出入銀行、或いは開業銀行等と同じようにして頂きたいと希望いたしております。現在国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律が毎年一年限りでだん／＼と延長されて来ております。近い機会に全面的に御改正になるというお企てがあるように聞いておりますので、その節に何とかしてこれを省くようにして頂く、かように希望いたしておる次第であります。

○油井賢太郎君 その点はわかりましたが、次にこの改正で以て、總裁のいわゆるお考えなり、力なりというものの又相当待つところがあると思つたのです。その際やはり各地の国民金融公庫の状態を勘案いたしまして、人員の配置とか増員というふうなものも十分検討されて然るべきだと思つたのですが、そういうこともお考えになつておられるかどうか。

○説明員(橋田光男君) 人員の適正配置につきましては、かね／＼心をくだいておるでございまして、今後ともできる限り善処したいと思つております。ただ予算上の制約がありまして、御承知のように昨年の今頃から比へますと、全国的に申込の件数が倍以上になつております関係上、人手の増加がこれに伴ひません。そこに悩みがございまして、誠に日夜苦慮いたしておりますような状態でございます。御説のようにできる限り適正な配置をいたして行きたいと努力いたすつもりでおります。

○大矢半次郎君 先ほどの小林委員の御質問の点は、私はこういうふうな解釈するのが本当ではなからうかと思つたのですが如何ですか。この第十七条の改正によつてこの改正法施行後の処罰はこれでできるが、そのまゝにしておくと、この改正で施行前のものをどうするかという問題が残つておるので、それでこのあとの附則の規定を必要とする。改正前のものやはり改正せられたあとも、その前に知つた秘密を漏せばやはり罰せられる、そういうので両方とも必要だ、こういうふうな解釈するのが本当じやないですか。

○説明員(有吉正君) 附則第五項にございまして、この規定は法律施行前に聞き及んだところの秘密を漏してはならない、それを漏した場合におきましては、改正後におきましても罰則の適用がされる、かように解釈するわけでございまして、第十七条の「刑法その他の罰則の適用」と申しますのは、収賄罪と刑法に規定してありますところの罰則の規定である、かように解釈いたしておる次第であります。

○大矢半次郎君 私はそうでなくて、やはり秘密を漏す罪も第十七条の今回の改正規定によつて処罰される、こういう解釈をすべきじやなからうかと思つた、そう解釈するのですが、如何ですか。

○大野幸一君 それはですね、この法律ばかりじやなくして、今同僚議員から注意されたのですが、独立した別の銀行法、十七条にあるのもそれと同じ意味でしょう。

○説明員(有吉正君) その通りです。○大野幸一君 同じ趣旨だつたら、少くとも罰則の適用については公務員と同じに取扱うという意味でしょう、どういう意味ですか。公務に従事する職員とみなすのですから、法律上規制されておるのですから、ほかの法律にあるのと同じじやないですか、ほかの銀行法にあるのと同じじやないですか、そうするとあなたの議論は出て来ないのです。

○小林政夫君 議事進行について。これは私も前に指摘したように、どうも大野委員から指摘されたように相当同じ規定が他の機関にあるわけですから。そこで説明員と今やるとしても同じことになるので、一つ今日は先例に則つて一応これは通して、改めてこの問題について先ほど言つたように法制局その他参考となる人を呼んで、そのときには有吉君も出席して十分検討をしたと思ひます。

○委員(平沼太郎君) 小林委員の説明のように一つお願いします。

○森八三君 一点だけ伺ひたいと思つたのですが、最近の一般庶民大

衆、中小企業者は非常に金詰りで困つておるといふ実情はしばしば国会でも各委員から御発言があり、更にそういうことが国民金融公庫に對しまして非常に大きな期待を関係者が持つておるゆえんであり、それが具体的に金庫に資金の申込みが非常に多くなつておるといふ事実が現れておる、こう思うのでございまして、そこでその希望に一つでも二歩でも近寄つて行くというところが好ましいと思ひます。ところが、これはしばしばおつしやいますように、資金量が如何にも少ないので、心は焦つておつても実際の行動はそれに伴わぬので非常に残念と思つております。そこで、好ましい姿としては、財政資金等、更に政府の出資が多くなりますが、これが一番好ましいと思つたのでございまして、これも全体のやり繰りから考へまして、そんなことの考へがないといたしますれば、公庫自身が何とか資金を調達するといふ途を考へることも一つの方法ではないかと思つたのでございまして、一つ、そのことが他の一般金融機関と業務上競合するといふやうなことになるまいか、これは、これ又好ましい姿ではありせんので、そういう関係は十分考慮しなけりやならん、そういうことを考へつつ公庫の資金量を造成しようとする場合に、曾つてこの公庫の前身であつた恩給金庫の持つておりましたような機能をこの公庫に加へますことが、他の一般の金融機関と業務上の競合もさして起きませんと思ひますし、資金量を殖やすことには幾分でも役立つのではないかと、そういう点について御研究があります

のかどうか。そういうことについて總裁として、今後そういう場合があれば、公庫の機能を拡充してそういう点まで及ぼすことについてどう御意見をもちになるか、その点を一つ伺いたいと思うのです。

○説明員(橋田光男君) お答え申し上げます。恩給金庫の前例というのは如何なことでございますか、はつきりいたしません。私、或いはお取引先からそのお取引の限度内において預金を預かるというふうなことでございましたのでしようか。

○森八三三君 受恩給者が政府から受けるべき恩給を、恩給金庫が代つて政府から受領いたしまして、それを本人の預金に組入れておく。受恩給者の全部が必ずしも直ちにそれを生活資金に必要といたしませんので、その当時の状況を数字的に私承知いたしません。恩給金庫には相当の財源ができておつたはずと思うのです。そういうものが今後公庫に、若し事業を拡充して殖えて来るとすれば、非常に困つておる庶民大衆に対する貸出しが一步でも前進するのではないかと、こう考えるために、そういう御質問を申し上げたわけ

です。

○説明員(橋田光男君) わかりましてござい。結局、特定のかたゝから或る程度の預金を頂くというところに相成るわけでありまして、恩給関係の代理事業と申しますか、そういうことは今認められておりません。従いまして、一般的に特定のかたから預金をとるといふことになるのでありますが、そういうことです。どういたしまして。普通金融機関と勢いその分野において競合することになつて参り

ますという虞れがありますので、私自身といたしましては、できる限りまゝ政府の御出資、或いは預金部からの借入れといったふうなところで私どもの資金を賄ひましたほうが、全体の預金体系と申しますか、その上から見てつきりいたすのではないと思ひます。もと〴〵私どもの仕事は普通の金融機関では融通することのできないようなかたがたに對して比較的小口の長期の事業資金を供給するというのが役目でございますので、又片方の預金受入れといつたような件につきましても、他の受入機関と競争的な立場になるというところはできるだけ差控えたほうが無用の混乱を防ぐことになつてよろしいのではないかと考えておるわけですが……。

○大矢半次郎君 ちよつと總裁に伺いたのですが、今度国家公務員の俸を外されまして、従つて待遇は改善になると思ひますが、ただ予算の制約を受けるという関係ですね、二十七年度は實際どんなふうになるお見込みなんでしょうか。

○説明員(橋田光男君) 二十七年度におきましては、予算上の給与基準が大體一万二千五百円見当でございます。現給与が一万一千五百円ほどでございます。その間若干の余裕がありますに加へまして、一億三千万ほどの予備金を持つております。で、この予備金を待遇改善のために如何は取り崩すことができませんかというのを、これから大蔵当局等とお話し合ひするわけでございます。それによりまして相当程度の待遇改善は是非とも果さして頂きたいと、私は希望いたしておるわけでございます。

○委員長(平沼彌太郎君) 他に御発言もないようですが、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(平沼彌太郎君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のあるかたは、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○油井賢太郎君 私はこの改正案に賛成いたします。

大體この国家公務員の俸から国民金融公庫の職員を外すということは、我々参議院におきまして三三三三三三に亘つて主張したところでありました。が、今回漸くこれが実現できるということは我々としても本望の次第であります。併しながら、この改正案について退職手当の問題に触れておらなかつたというの、当然退職手当も諸般の状況からいたしまして、他の公務員と異つて恩給もないのでありますから、改正すべきであるというふうな考へておりますが、将来なるべく早い機会において、政府においてもよく検討されて、この退職手当の改正についても実現されるように努力されたいというのを附言して、賛成いたします。

○大野幸一君 私も本案に対して賛成の意見を表すものであります。

従来金融事業に携つておる各種の職員が国家公務員の俸内で縛られて、その拘束を受けて来たことから今回開放されるという事は、我々も従来主張したことで、賛成いたします。ただこの公庫の性質上、これは零細民を救済しなければならぬという立場から割出されてすべての業務が行われて来

た。特に理事者に対して、あなたがち独立採算制で利益本位と違ふということとを従事職員に對してしてもこれを認識してもらつて、一般国民に當る場合の心掛けとせられんことを希望としまして、賛成の意見を表す次第であります。

○小林政夫君 私も本改正案に賛成をいたします。ただ質疑応答の際にも述べたように、第十七条の改正規定の解釈については、政府の説明員の説明では納得をいたしませんので、速かに他の諸機関の従事職員にも関係する問題でありますので、この参議院としての見解を明らかにする意味において政府の説明には不満足であり、その解釈を明らかにするということを条件にして賛成をいたします。

○菊川孝夫君 私も賛成いたします。が、只今小林さんから発言のありました点につきましては、実は私はむしろ政府の説明で満足するものでありまして、そうなければならぬ。公務員を外された以上は、徒らに罰則じやなしに内部的に労働協約、或いは内部としての規定があるだろう、職員の処罰規定等があるもので、それで結構だと思ふ。それでまあ當然一番重いのは懲戒免職とかいふような規定になるのだらうと私は思ひます。まあその程度にせんと、余り懲役まで科する必要はない。併し贈収賄については当然それは適用されるのであります。その程度なれば私はいいと思ひますので、私は政府の答弁で満足するといふ解釈の上に立つて賛成いたします。

○委員長(平沼彌太郎君) 他に御発言もないようであります。討論は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(平沼彌太郎君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決に入ります。国民金融公庫法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成のかたの御挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(平沼彌太郎君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續は前例によつて委員長に御一任願ひます。それから多数意見者の御署名を願ひます。

多数意見者署名
大矢半次郎 菊川 孝夫
木内 四郎 岡崎 眞一
黒田 英雄 溝淵 春次
小林 政夫 小宮山常吉
森 八三三 大野 幸一
油井賢太郎 木村禮八郎
菊田 七平

○委員長(平沼彌太郎君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(平沼彌太郎君) 速記を始めます。それでは貸付信託法案について質疑を行います。

○木村禮八郎君 先ず第一にお伺ひしたいのは、この投資信託と貸付信託との区別がよくわかりませんので、御承知のように投資信託制度を設けるといふ、これはむしろ信託会社はこれにやるのが至当じやないかというふうな説もあつたわけなんです。これは証券業者がこれをやることになつておるの

ですが、実質的にどこが違うのか、実質的にこの法律がそんなものではないというところを……。

○政府委員(大月高君) いわゆる投資信託と言っております証券投資信託と、ここで提案申し上げております貸付信託の大体の違うところを御説明申し上げますと、一つは、証券投資信託のほうは信託関係であることは同一でございますけれども、その運用の対象が有価証券であるか或いは貸付であるかという点が根本的な違いでございます。

従つて法律の名称といたしましては、これは貸付信託でありまして、あちらの法律が証券投資信託となつておるゆゑんでございます。ただ委託者及び受託者の関係におきましては、証券投資信託は証券会社が委託者でございまして、同じく受託者は信託会社でございまして、その受益権は原始的には証券会社に帰属するわけでございまして、その帰属する受益権を分割して一般大衆に分けるというのが証券投資信託でございますが、貸付信託は、委託者はこの受益証券を持つておりますものが委託者でございまして、受託者は信託会社でございまして、受託者はこの証券の又所持者でございまして、そういう意味におきまして委託者と受益者とが一緒になつておるといふことが一つの根本的な違いでございます。その二つの違いからいたしまして、結果におきましては、証券投資信託のほうは運用対象が有価証券、特に株式である意味におきまして元本の価格の変動が大きい。それに対して貸付信託のほうは元本は一定いたしておるわけであります、その収益の分配の額がその運用の方法如何によつて

異なる。その点が違つておるわけであります。

○木村福八郎君 もう一つ、信託会社の金銭による金銭信託の場合、これはまあ合同運用をやるわけですが、それと実質的にどう違うのですか。

○政府委員(大月高君) 現在ございまして合同運用の金銭信託は、金銭信託一本で信託会社が運用いたしておるわけでございます。それを一般委託者に、委託者兼受益者、或いは受益者の別個の場合もございまして、受益者に分配する仕組になつております。この貸付信託におきましては、やはり単数でなく複数の人の信託財産が合同して運用されるという点は同一でございまして、その一つのグループというものが、この一つの信託約款を基準として形成される。で、一つの信託約款に基いて募集されたこの貸付信託は一つのグループとして運用される。ほかのグループ及びほかの信託財産と全然別個である。その点が違つておるわけであります。

○木村福八郎君 この金銭による金銭信託、合同運用のやつは、合同運用の対象ですね、これは証券とか貸付とかいろいろあると思うのですが、それとそれから投資信託の場合の運用とはどう違いますか。

○政府委員(大月高君) 投資信託の場合、運用の対象が有価証券に限定されておる点が特色です。貸付信託は有価証券の運用をすることは原則としてできないわけでございます。主として貸付又は手形割引の方法によつて運用する、これは条文中で申上げますと第十二条と第十三条でございまして、で、ほかの方法によつて運用してはならな

いのが原則でございまして、ただ一時の余裕金が生じた場合には適宜コールに出すなり、一般の預金として運用する。又は国債その他の有価証券に運用する、ここが違います。

○木村福八郎君 いや、私はいゆる金銭信託のほうと貸付信託のほうとの運用の違いを質問したのであります。

○政府委員(大月高君) 一般の金銭信託におきましては、運用は自由でございまして、有価証券を買つても、貸付に廻しても、いゆる一般に財産の運用形態と言われておりますものは一般に認められておるわけでございます。この貸付信託は貸付と手形の割引に限定されておる、その点が違つております。

○木村福八郎君 この提案理由によりまして、「信託財産が予定せられた緊要産業に運用されることを確保するため」と、こう書いておられますが、これは何か運用が限定されておるわけなんですか。

○政府委員(大月高君) この第三条によりまして、この貸付信託を始めようとした場合は、大蔵大臣の承認を受ける必要があることになつております。その場合の記載事項を第二項に掲げてあるわけでございまして、その中の信託の目的というところでどの産業、どの方面に運用するということを具体的に書くわけでございます。同じ貸付と申しまして、この信託約款において限定されるわけでございます。石炭であるとか或いは電力であるとか、或いは鉄鋼であるとか、そういうふうなことを信託約款に書きまして、その範囲において運用する、こう

いうふうになつております。

○木村福八郎君 そうなると、その運用においては一種の資金統制的な傾向が出てくるのですが、その点はどうかですか。

○政府委員(大月高君) どの程度までこの貸付に政府が関与するかという点に關係すると思ひますが、この信託の目的におきましては特定のA会社とか、B会社とかというふうにきめるわけではございせんので、一般的に業種でございせん。そういういたしますと、その範囲で運用対象を信託会社のほうで見付けるわけでございます。勿論資金の統制という言葉が適当であるかどうかはわかりませんが、この申請の中に、仮に料理屋に貸付けるのだというふうなことは書いてございまして、それはまあ認めない、そういう意味におきましては、或る意味において資金の流れというものを規正することになるかも知れませんが、それは或る意味におきましてはこの受益証券を買う人が納得して買うわけでありまして、決して政府が集つた金をこちらに流せという意味において指定するものじやありません。お互いに鉄鋼に金を流したいという人が、この受益証券を買う、又石炭に金を廻したいのだからという自発的な希望を持つておる人が受益証券を買う、それがいやならば買ふ必要はない、こういうことでありまして、その点は資金の統制というところまでは行かないのじやなからうかと思ひます。

○木村福八郎君 そうしますと今の説明でわかるので、非常に特殊な、資金の投資先と混み合した受益証券の何とつか、販売というのですか、そういう

うものを流すわけですね。投資信託と非常に違つて、そういう形でこれはなんですか相当成功すると思われませんか。

○政府委員(大月高君) 証券投資信託におきましてもやはり証券ということではございまして、証券取引委員会では指定いたしまして、現在は多分百二十種ばかりになつておつたと思ひますが、その範囲内で選択する必要があります。貸付信託の場合には、別に業種を標準として定められておるわけではございせんので、この貸付信託と性質は違ふと思うのでありますけれども、併しこの貸付信託の場合におきましては一般の国民が、この募集をいたします当時に最も関心を持ち、そこに金が流れるのがよいのじやなからうかと思つておる業種を選びまして募集すれば、それだけ心理的な効果も多いにあらう、又逆に産業の面から申しますればそういう緊要産業に重点的に金が流れ得ると、こういうことで双方の便益があらうかと考えております。

○木村福八郎君 やはり一番魅力というのですか、それは丁度投資信託みたいに、又無記名定期預金制度みたいに、税金が軽くなる、無税じやないでしようが、そこに狙いがあるわけなんですか。

○政府委員(大月高君) この二月に実施いたしました銀行関係の無記名定期預金、これは無記名が一つの魅力であると思ひます。それから今提案申しております国民貯蓄債券も無記名という点になつておりました、これも信託関係を有価証券にするということが一つの狙いで、これによつていわば流通

性を附与することによつて消化を助け、そのほかこの証券を原則として無記名にすることにしまして、秘法上或る意味の優遇を与えるということも、やはり同じ思想から出ておるのであります。

○木村義八郎君 続々と国民貯蓄債券の発行、それから無記名定期預金といったもの、それから今度の貸付信託というふうなものが出ておりますが、それは資本蓄積としてあの手の手であるという考えられることも必要じゃないか、このうちではないか、これは大体きまつておるのです。それで従つて仮にここに集つたとしても、それは大体において預金が引出されてそつちに行つたのでは効果がないので、積極的に新規の蓄積にならばいいのですけれども、ただ税金逃れにそういうふうな蓄積されて行くのでは一方から他に移るだけであるというふうな感じがするのです。これによつて積極的に新しく資金が蓄積される、こういうふうには私は思われぬのです、その点はどうなつておるのですか。

○政府委員(大月高君) この議論は無記名定期預金に關しても御意見のあるところだと思ひますが、無記名定期預金を実施いたしましたから現在までの約五百億程度集つております。これの分析によりますと、その半額程度は一般の預金量の振替ではなからうかと言つておるわけでございますが、後の半分についてはやはりどこから出て来た資金であらうと推定されておるわけでありまして、従ひまして或る程度の歩留りがあるということはおく言はれております。單簡預金が外に出て来

たということが一応推定される利益があるのではなからうか、それからもう一つは振替と申しまして一般の普通預金が定期預金になり六カ月なり一年の定期預金になるという意味で、資金が短期のものから比較的固定した長期のものに質の変化を遂げた、その点において利益があるかと考へるわけでありまして、この貸付信託のほかに先ほど申上げました証券投資信託、或いは貯蓄債券、無記名定期預金、こういうものが入つておりますので、こういう金融機関を通じて流れて来ますと、やはり信託業者によるこの制度を認めることによつてはかゝる資金を回収したものと歩調が漸く合うので、こういう手段によらなければ逆に信託会社として自己資金をよそに持つて行かれる元になるのではなからうか、こういうバランスの問題が一つあるわけでございます。こういう意味におきましてやはり資本蓄積の手段といたしまして全体の機関が同じような強さを持つて、それだけの投資者の嗜好に應じた蓄積手段があるということはいいのはなからうか、この貸付信託も短期の金を長期にするという意味におきまして、原則として二年以上ということにいたしております。形式的には一年のもの、一年間を限つて出せるようになっております。原則は二年以上ということになつておるわけでありまして、そういう意味から量を若干でも殖やすという以外に、資金の質を長期化したい、こういう二つの狙いを持つておるわけでありまして。

○木村義八郎君 これは外資法と関係あるのですが、外資法におきましては元本の送金を許す場合、据置期間は株式において三カ年になつておりますが、この場合には二カ年になつておる。その点はどうしてそう違ふのですか。

○政府委員(大月高君) これは外資法の中にやはり送金を許される或は対外支払手段によつて取得のできる財産の對象といたしまして、やはり証券投資信託、受益証券が入つておるのであります。これは別に法律的の制限はございませぬけれども、やはり二年以上ということになつておるわけでありまして、それでこの制度が証券投資信託とほぼ歩調を合せるという意味におきまして、やはりこの貸付信託もこの外資法の對象に入れる、こういうわけでありまして。

○木村義八郎君 その点は外資法の委員会のときになぜ投資信託と株式と區別をしたのか、その理由は又聞くとしまして、最後に伺いたいのですが、この信託制度ですが、信託会社の制度、これは本来信託制度といふものはいづゆる固有業務です。固有業務といふものを、これを発展させるのが、それが正しいのじやないかと思ふのですが、だんだんこれが金融機関と同じようなふうになり、殊に金銭信託については銀行と殆んど変わらない、こういうふうなことになるつて来ております。又今度貸付信託をやりますと、これが又銀行と証券業者との合の子みたいなのが出て来るわけですね。この信託制度といふものについて将来金融制度上今後いふものな制度を考へて行くのですが、どういふ地位に置くか、その点一つ最後に伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(大月高君) 先般黒田委員からもその問題に對する御質問がございまして、相當數字を挙げまして御説明申し上げましたのでございしますが、最近信託会社の地位といふものは銀行に比べて非常に落ちて来ておりまして、現実におきましても今の信託会社の形態は、信託銀行と申しますか本来の銀行、それが信託業務を兼営しておる恰好になつております。而もその信託として受けております資産は一般の銀行預金に比べてウエイトが非常に少いわけにございまして、現在一般の定期預金と金銭信託を比較いたしますと八割程度にしかなつておりません。従ひましてそれでは銀行だけではないので、信託の必要はないかと申しまして、これはもう戦争中から終戦後にかけて過去に我が國の國民所得が減つて、過去の財産の蓄積が減つた一つの現われだつたと思ひます。我が國の國力が次第に回復いたしまして相當の資産を持つこともできる、こういうことになればやはり本来信用する人に預けて、その利権を圖つて行くという制度も当然残さるべきものだと思ふわけにございします。アメリカの制度におきましても大体において銀行業務を主としたしておりますけれども、信託という制度も、いわゆる財務の総合的なサービス機関としてやはり一つの分野を持つておるわけにございまして、昔のように信託の業務は大きなウエイトは持つておりませんが、やはりそれなりに特殊の投資形態として残しておる。今のお尋ねのように、丁度証券の業務と銀行の業務との中間的な形態におきまして総合的な財務の相談乃至サービスということに發展をさせた方がいい、こういうふうな考へておるのであります。

○木村義八郎君 それは御説明はわかるのです。併し本来の信託の制度の固有のものはあるのです。例えば遺言信託とか何とか、そういうものはちつとも差違しないのです。實際から見るともう何も信託会社でなくとも、銀行にやらしても或いは証券会社にやらしてもちつとも私は実情に弊害はないと思ふのです。むしろ本来の元の信託会社の信託といふものに力を入れて行くべきもののだに銀行がやるべきこと、或いは証券会社のやるべきことをやつておらない。ただ信託会社ができたからその經營を続けるために經營者としてはやつて行かなければならぬかも知れないが、もつとそういう本来の、元の信託のほうに力を入れるように指導すべきじやないかと思ふのです。そういう点から信託制度といふものに対する大蔵省なり何なりの考へ方が私ははつきりしてないのじやないか。ところが銀行のやることと証券会社のやることと実質においてちつとも變りはないのです。そのところを私はもつと……私は信託經營者もそのところは怠つておると思ふのですが、銀行と同じようなことをやつて、ただ儲ければいいという本来の、元の信託という制度です。イギリスでもフランスでもアメリカでも、そういうものともまるで日本のは違つておると思ふのです。その点をもつと私は指導すべきじやないかと思ふのです。

○政府委員(大月高君) 今のお考へは誠に御尤もでございまして、信託本来の業務を開拓させるように指導すべきが當然だと思ひます。ただ残念ながら現在の段階におきまして信託財産とな

るべき財産がだん／＼ウエイトを失つて来ておる。將來次第に又殖えたと存するのではありませんが、現在のところでは非常にウエイトが小さい、然らば將來信託という仕事も分散してしまつたほうがいいの、或いは從來やつております、言わば信託の専門家に分野は小さいながらも任して行つた方がいいのかと申しますと、やはり大正十一年にできましてからもうすでに二、三十年もやつて来ておるわけでありませう。ほかの金融機関にはやはり信託という経験がございませぬので、やはりそういう固有の機能なり知識経験を活かして行きたい、ただそれでは信託だけの仕事をやらしていいかと申しますと、やはり収益の面におきまして残念ながらそれだけでは喰つて行けないというのが現状でございます。これが再建整備の後昭和二十三年にこれを信託銀行としたしまして銀行の仕事も併せてやらしておるゆゑんでございまして、これは私からいましては決して好ましい形態ではない。併し少くとも収益源としてやつて行ける程度の補助的な業務としては銀行業務を考へておいてやつてもいいのではないかと。決して証券業務と銀行との真似をしておるから別に独自性がないとも言えないのじやないかと考へます。

○大矢半次郎君 証券投資信託におきましては証券会社を大いに利用して大衆の資金を集めるようにしておりますが、今回はこの貸付信託につきましてはそういうことをなさらないのはどういうわけですか。

○政府委員(大月高君) 今の制度といひましては結局現在の信託と接觸いたしてあります投資者層、それを自力

で以て逐次開拓して行くほうがいいのじやなからうか、勿論店舗の数は非常に少いわけでございますが、それでも全国でやはり相当の数に上つております。ましてみずからの機関を持つておるわけでありませう。そういう意味におきまして、自力で以てこの証券を買却し消化して行くのに支障はなからうと予定いたしております。金額も大体年間六十億程度でございますので十分消化には堪え得るであらうと考へております。

○大矢半次郎君 私はこういう長期資金が非常に不足な折からできるだけ動員して一般大衆の資金を集めるのがいいと思ふ。然るに証券投資信託についてだけ証券会社はあのように利用しておる。そしてこの貸付信託については從來の信託会社の窓口だけ利用して、お客さん本位にやるというの、どうも無記名証券を使用するという趣旨から言つて、全然その目的が違ふのじやないかと疑うのであります。どうですか。

○政府委員(大月高君) 今の証券会社との関係でございませうが、勿論この貸付信託に基く受益証券は有価証券になつております。法律的に申しますと証券市場で売買することも可能なわけでございます。これは証券取引法によつて当然その取引の対象になるわけでございます。従つて若し信託会社が希望いたしましたそれを使うというのじやないか、法律上には可能なわけでございますが、取りあへず全体の資金量から見まして、証券会社を使つて大々的に売り捌くほうがいいのか、或いは差当り自己の店舗で以て売り捌くほうがいいのか、これはそも／＼の

発足でございませうから、どちらがいいかはつきりしないのではなからうかと思ふわけでございます。現在のところろみずからの手足を使つて売つても、今予定いたしておる程度のものは、これは十分消化できるであらう、そういう意味から現在の計画としては特に証券会社を使うというのことは考へられておらないわけでございますが、特に使つてもいいわけがないという意味でもございませぬ。

○大矢半次郎君 どうも説明を伺つていても、証券投資信託については証券会社を利用する。それから貸付信託については法制的建前として利用しない、信託会社で利用しようと思へば可能もあるけれども、大体は利用しないというその区分、両者の差別はなぜつけなければならぬかというの、どうもまだ呑め込めないのですが。

○政府委員(大月高君) これは具体的に、この受益証券を売り捌くという面ではなくして、証券投資信託と貸付信託との違つておりますところは、ただ融資の対象なり銘柄の選択権なり、それが証券会社にあるのか信託会社にあるのかというのが本質的な問題ではなからうかと思ふわけでございます。証券投資信託によりまして、証券会社が委託者になるわけでありまして、大衆を代表してどの株を買うかというのをを指示するわけでありませうが、信託会社としては何らのそこに自己の選択権が行使されておらない、従つてこれは証券会社をして証券投資の知識を完全に發揮せしめるといふところに要点があるかと思ひます。そうしてそれを売り捌きますのは、証券業者としてみずから売り捌くわけでございますが、

それはこの委託者になつておりますものは、いわば四大証券でございまして、若しその手足或いは機関という点から言ひますと、数は非常に少いわけでございます。貸付信託の場合におきましては、証券業者の貸付先の選択権は信託会社にあるわけでございます。信託会社が全責任を負つて受託者としてこの資産を運用する、従つてみずから顧客に対しても、その信託会社自体の信用によつてこれを消化せしめて行くというほうが先ず大事であつて、ほかの機関を使つて消化するほうがいいということになりますれば、初めてほかの証券業者も使うということではないのではなからうかと考へております。

○大矢半次郎君 次に、先ほどから村委員もおつしやつたこういう信託預金の合同運用の場合、この場合には別に投資先を限定されておらない、貸付には有価証券より非常に範囲が広く、従つて運用が非常に楽で収益も多くなるだらう、然るに今度の貸付信託は貸付先を限定しておるということ、窮乏になつておる関係上、どうも普通の合同運用の信託預金よりは利廻りは悪くなるじやなからうか、従つてこれをカバーする何かの措置がなければ差違して行かないのではなからうかと思ひますが、この点如何でしょうか。

○政府委員(大月高君) 一般の合同運用の金銭信託におきましては、それぞれ期限も非常に短期なものから長期のもの、小さいものから大きいもの、それから引出される期間も違ふということ、或いは投資につきましては相当の余裕金なりマージンが出るわけだと思ひます。この貸付信託におきまして

ては一定の募集期間を定めまして、その期間に五億なら五億、十億なら十億という標準をきめまして同じ長さの資金を集めるわけでございますから、融資につきましては一括いたしまして計画的に運用し得るわけでございます。そういう意味におきまして余裕的な存在がそうないであらう、而もそれは最初募集いたしますときから長期であるわけでございます。長期に運用する意味において相当金利も有利になる、そういう要素から資金が少いという意味で、長期の貸付でもあるし、そういう意味からいたしまして相当有利に運営ができると思ひておるわけでありませう。

○大矢半次郎君 今二年の信託預金、三年の信託預金は、そのレイトはどの程度になつておりました、そして今度の貸付信託の予定利廻りは大体どの程度でありますか。

○政府委員(大月高君) 現在の金銭信託の利率は、一年物は六分でございます。それから二年物は七分でございます。五年物は九分ということになつております。これが現在臨時金利調整法できまつております。これが金銭信託の金利でございます。これに對しまして貸付信託は実績配當でございまして、こういうふうにはつきり予定の配當率を定めるといふことは不可能でございますが、大体現在計算いたして予定いたしておるところでは、一年物で七分三厘程度は出るんじやなからうか、それから最高の五年物になりまして九分一厘二毛少しは出るであらうが、若干現在の合同運用の金銭信託よりも上廻るであらうということ予想として持っております。

○木村禮八郎君 この貸付信託証券の販売は証券取引法に違反しないのですか。

○政府委員(大月高君) これは有価証券とすることに証券取引委員会と話がついておりまして、勿論この法律によりまして有価証券でございまして、これは証券取引法で指定しなければ正式に証券業者が買売ができない。従いましてこれは証券取引法の第二章の第三条でそういう有価証券とするという指定をいたしまして、それを又発行いたします場合には、有価証券は証券取引委員会に届出その他の手続がございまして、そういう手続をなさず、一般の取引の対象とはするけれども、発行のときの手続は簡略化する、こういう手続をとる予定でございまして。

○木村禮八郎君 そうするとお私は問題が起つて来ると思いますが、それはこの貸付信託証券は一種の社債みたいなものになるんです。それは特定の会社社ではありませんが、或る特定の業種の社債みたいなものです。そうするとこれは第六条ですか、その売渡の目的でそういう証券を取得する場合、例えば銀行或いは信託会社が売渡の目的でそういうものを引受けたり何かすることができない、すると証券業務になるのであつて、それは前の証券取引法の改正において問題になつた点で、証券業といふものの地位を引上げる意味で銀行或いは信託会社、金融機関が業として売渡の目的でそういうものを引受けたり何かしてはいかん、こういう規定があるわけですか。これは私は長期信用銀行の債券について同様のことが起つて来ると思いますが、その点は抵触しないのですか。

○政府委員(大月高君) ここで証券取引法で申しております売渡は、定義にもございまして均一に不特定多数の人に對しまして均一の条件で売渡す行為でございまして。この貸付信託法に基きます受益証券の発行の時期は、これは証券信託会社が発行いたしましたときには、もうすでに発売或いは発行になつておるわけでございまして、個々に売出すという觀念とは違つてございまして。ましてこの有価証券のいわゆるアンダーライティングという觀念には勿論入らないわけでございまして、一般に成立いたしました社債なりその他の有価証券が証券業者の手を通じて売り捌かれて行くといふことは、この証券取引法の觀念から行きますと差支えないのではなからうかと考えております。

○木村禮八郎君 それは証券業者の手を通じて行けば問題はないのです。じかに信託会社がそれを不特定多数の人にこれを均一条件で売つたら、これは信託会社が証券業を営むことになる、こういうことになりはしませんか。

○政府委員(大月高君) 現在もそれと同様の問題があるわけでございまして、例えば興業銀行なり、勸業銀行がみずからの社債を発行いたしております。でこの社債を発行いたしたとき、これは売出行の場合同と募集の場合とございましてけれども、必ずしも証券業者の手を通じておるわけではないのでございまして、みずから売つておるわけでもございまして。この場合にはやはり証券取引法に規定がございまして、今の金融債の場合におきましては、特別の法律により法人の発行する債券として正当に認められておるわけ

であります。従つてそれと同様の手続をとりまして、証券取引法違反にならないように措置するように、証券取引委員会と了解済みでございまして、この法律が施行になりますと同時に、その規則も出すことになつております。

○木村禮八郎君 それはもうそうならないようにするといふことは、そういう手続をとればそうかも知れませんが、けれども、精神が反しておると思うのですけれども、前のシンジケートなんかのやり方は、証券取引法の改正のとき、これはもうできなくなつたのですね。それで本来の精神から言つて、前に禁じたことをやることになるので、それに今度は手続を改正してできるよ

うにするといふんですけれども、それは改正すればできます。特例を設ければできます。けれども、精神が反しておると私は思ふのです。これは長期信用銀行の債券についても私は問題にすべきだと思ふのですが、それとちつとも違わぬのです。証券業者がこれを出さなければ、これはもう長期信用債券よりも更に一つとはつきりしておるのです。

○政府委員(大月高君) 今の木村委員のお尋ねは、証券取引法六十五条との関係かと存するでございまして、この証券取引法六十五条の關係は、要するに銀行その他の金融機関が証券業者と同じいわゆる証券業務に従事してはならないといふ根本原則を立てておるわけでもございまして。現在問題になつております例えは貸付信託の受益証券と申しますと、これは信託会社の立場から申しますと、みずから発行する社債

に類するわけでありまして、それでは例えば電力会社でございまして、電力会社が社債を発行する。その場合に証券業者を通じて発行しなくちやいかんかどうか、こういう問題になるわけでありまして。これは現在の慣行及び法律の解釈では、例えば銀行が総額引受をやるというやうなことも認められておるわけでございまして、必ずしも証券業者でなければ発行の行為に關与することはできないかどうかということについて、発行できるということになつております。若し信託会社がこの

ことで発行されず受益証券を特に売買するといふことになると、そこで証券業をやるといふことになると思ひますけれども、自分で発行いたします有価証券をただ発行するということだけでこの六十五条に触れることはないと解釈いたしております。

○木村禮八郎君 それはその金融機関が総額引受はできるんですが、引受けただけにこれを個々に販売すれば抵触するわけでしょう。そういう問題が起るというのです。それと同様の問題が……。

○政府委員(大月高君) それは仮に金融機関がほかの会社の社債を引受けまして、それを売出すといふことになりまして、それと触れるかと思ひますが、この場合の受益証券は自己の受益証券でございまして、自己の受益証券を売出すといふことについては何らの制限もない、この六十五条の禁じておるところではないといふように解釈いたしております。この証券業は、要するにほかの会社の発行したておる、或いは発行のお手伝いをする、そ

ういふ証券業に金融機関が関与してはならない、こういう趣旨の規定かと解釈いたしております。

○木村禮八郎君 それは法律的にはそれでありますが、實質的には特定の会社の社債を、或る産業に投資するため、社債を発行するやうなものであつて、ですから私はそういう精神において、はそういう問題が起り得る、これは議論になりますから私はこの程度にして置きます。

○小林政夫君 最後に一点、私は明日から二日はお休みですが、大蔵大臣が菊川委員の要請で見えるといふことで、そのときに言おうと思つておつたのでありますが、金融制度懇談会においても一番問題になつた点は、他の金融機関と摩擦を起さないかといふことであります。念のために、私は勿論本法案に賛成であります、賛成討論ができないので、この際はつきり言つて置きますが、同種の銀行預金或いは金融債等の利廻りと、この貸付信託の利廻りは、それは特に実績配当であるといふこと、ここに不安があるので、大蔵当局の行政指導の面において、他の金融機関と摩擦を起さないように、十分注意してやられんことを希望いたします、そういう意思があるかどうかといふことです。

○政府委員(大月高君) この貸付信託は実績配当でございまして、嚴格な意味で申しますところの金利ではないわけでもございまして。そういう法律的には、臨時金利調整法によつて規定されるべきものではないわけでもございまして、併し経済的に投資者の側から見ますれば、やはりその配当が高いか低いかといふことに十分注意をし、特にその点

に関心を持つて買いか買わないかといふことをきめるわけでございます。で、一般の金利体系を乱さないように十分この点は慎重に考慮してもらいたいと考えております。

○菊川孝夫君 昨日資料を頂きました。これを見てみますと、一時信託会社ができたとして、これは大正十一年とあなたが言われましたが、三井の米山さんですか、三井、三菱、安田をこしらえた当時は、むしろこれは銀行を圧迫するんじゃないかといつて銀行のほうから相当やかましかつた。ところがこの実績を見ましても、今日ではまさに凋落の一途を辿りつつあるというところはこの表でもわかる。銀行兼営の所は別として、曾つての三井或いは安田信託等ではなやかに、一時は銀行と太刀打して、実に銀行のほうは脅威を感じてやかましかつた。これは僕の若い時代によく知つておりますが、米山さんは時代の脚光を浴びたのであります。今は四大証券に投資信託をやらしてありますが、これは大蔵省に泣きついて、大体新帝を狙つたといふふうに我々は直感的に考える。又率直なところを申し上げますと、事実そういう動きがあつたと思ひます。ところがこの貸付信託というのにつましましては、折角お考えになつたけれども、この貸付信託というのにつましましては大した魅力がないと思ひます。それよりもむしろ有価証券なんか相当運用しておりますが、投資信託をこれはもう認めてやるというように、この参考資料をもらつてつくづく感じたのであります。四大証券にはしなくても、これは証券のほうのものも許すというふうなお考え方も一

つにはあると思ひますが、その点はどうですか。

○政府委員(大月高君) 勿論信託会社の地位が昔ほどでないといふことは、この数字にも明らかであるところでございます。そして、何らか信託本来の業務におきまして、そういう態勢を盛り返す手段があれば非常に結構だと思ひます。ただこの投資信託を信託会社にやらすはうがいかどうかという問題につきまして、現在も形式的に申しますれば、受託者としてやつておられるわけでございます。受託者として手数料を取つておられるわけでございまして、本来の信託会社の業務としてはまさにその通りの仕事でございまして、委託者が証券会社となつておられるわけでございまして、証券会社の指図の通りに運用して、その財産を保管しておられるという信託の業務をやつております。然らば現在の投資信託のようにならば、信託会社が投資有価証券を選択して、どの株を買つてどこへ運用するといふところまで信託会社に委していただく現在の制度よりもいかにどうか、或いは証券業者と並んで信託会社にもそういう選択権を持たすといふことがいかにどうかといふことになりまして、やはり現実の機能として、或いは証券業界に対する接点の程度、そういう点から言ひますれば、まだこれは非常に結構だといふところへは行かないのじやないかと考えておられるわけでございまして、勿論証券業者のほうでもそういうことは希望しないと言われるとは思ひますけれども、別にそういう意味を離れまして、今直ちに証券だけを運用する、信託を信託会社が受託いたしましたして、それを自己の責任で、つまり証

券業務にはば類似するような業務まで足を突つ込むことがよいかどうか、特に最近銀行業務を兼ねておられるわけでございまして、やはり或る意味において堅実な姿を以て発展して行く、非常に徐々ではあると思ひますけれども、堅実な方向に伸ばすことが適當ではなからうかと考えておられる次第でございまして。

○菊川孝夫君 もう一点、この信託会社の、この資料をもらつたのですが、商号はすでに三井、三菱という名前を信託だけはとり出した。こういうことを聞いて、新聞にも載つておつたのであります。今もらつた資料は、これはちよつと違ふと思ひますが、この点はどうでございまして。

○政府委員(大月高君) 例の財閥の商号の禁止の法律及びこれに關する政令は、五月七日に政令が公布になりました。同日施行になつております。それです。商号をどう使うかといふことについては、禁止は解けておられるわけでございまして、それで現在どの信託会社もとの商号に復帰したいかといふことは、今内々意見を聞いておられるわけでございまして、今度の決算期におきまして株主總會で何らかの意思表示をして、商号の關係でございましてから、大蔵大臣においてこれを認可すれば効力を発生する、こういうことでございまして、まだ現在は信託、銀行の商号は従前のままでございまして。

○菊川孝夫君 その場合に、三井信託といふのはどれですか。今の朝日が三井ですか、いや、いいです。三井とか三菱、安田という名前に帰る大分空気がらしいのです。信託会社としては……まあその看板を利用するといふこと

は、曾つての三井財閥形成の方向へずつと進みつつあるのじやないか。實際問題として、資本金なんか示してもいいましたが、事実そういう方向へ進みつつあるのじやないですか。独禁法がそのまゝありながら……。

○政府委員(大月高君) もとの三井信託と申しておりますのは、現在の東京信託でございまして。それから三菱信託と申しておりますのが現在の朝日でございまして。それから住友が今の富士信託でございまして。それからもとの安田信託は現在中央といつております。それだけが昔の財閥の關係でございまして。

○菊川孝夫君 鴻池は……。

○政府委員(大月高君) それはございせん。それで大体その四つの信託会社はもとの商号に復帰したいという希望を持つておられるようでございまして。ただ現在の状況を申し上げますと、御承知のように昭和二十一年から二十三年にかけては再建整備をやりまして、その資本金を全部一割に切捨てられてしまつたわけでございまして。その後現在の御覧になりますような資本金までほとんど増資をいたしまして、その増資の關係におきましては、旧財閥の關係は全然入つておりません。従つて名称はどうありましても、現在の株主構成は非常に多数であつて、而も一般の人が持つておられる。こういう恰好でございまして。それから融資先等におきまして

も、別に旧財閥の關係、その本来の姿、本来の財閥に対する貸金その他が特に多いというわけではございせん。で、これは銀行検査の結果等から見ましても殆んど一般化してしまつておる。昔の特色はないものと考えており

ます。その名称を復活する希望につきましては、或いは昔の看板のほうがいいのだという意味かと存するわけでございまして、特にその名称によりまして、昔の財閥の恰好が復活するのであるといふふうには必ずしも斷定できないと思ひます。

○菊川孝夫君 もう一つ名称の問題ですが、別に小さい問題で、何も商号の禁止の法律は解けてしまつたからいいやうなものです。併しまああのえらい八月十五日のことを思い返すときに、特に三井、三菱といふやうなもの、これを一つの魅力にして資金を集めようといふやうなことは、私は考えるべき問題だと思ひます。三井、三菱といふことについての、あの当時の本當の氣持といふものは、極めて私は冷徹な批判と反省がなされなければならぬと思ひます。ところがそれをもう一遍今度は看板にして、それで大衆を釣ろつたといふやうなことで、而も大蔵省も結構だといふやうな態度で以て臨まれると、まあ何も法律が解けたのですから自由だと言つてしまえばさうでありまして、少くともあの与えた印象といふものはいいものではないのです。これは南方諸地域に与えた印象もよくないと思ひますが、あなたのほうの指導方針としては、そういうことは構わん、自由主義だ、こういう御指導をされるつもりでございまして。

○政府委員(大月高君) もとの財閥の商号に復帰するにつまして銀行局の当局として考えることは、昔の商号をはかの銀行なり信託会社が使つて、却つて一般の觀念の混淆を来さないやうにとつて、それが一つ、それから今度復活することによりまして、ほかの銀

行なり信託会社とのやはり商号上の混淆を来さないということ、その二つの点を考えておるわけでございまして、特に財閥復活の傾向を示すものであるかどうかということに關しましては、先ほど御説明申上げましたように、実態にはそういうことはございませんので、營業政策としてそちらのほうを使うほうがいいかどうかということは、専らそれを使いたいという信託会社のいわば營業政策の問題として考えておるわけでございます。

○菊川孝夫君 まあそういう方針であつたら何をかいわんやです。

○委員長(平沼彌太郎君) 今日の委員会はこれで散会いたします。

午後四時二十九分散会

五月十三日本委員会に左の事件を付託された

- 一、国民金融公庫法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は五月六日)